

<修正案>
帯広市地域防災計画
(一般災害編)
新旧対照表

令和6年(2024年)2月

帯広市防災会議

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和5年2月)	修 正 案 (令和6年2月)	備 考
目次	第4章 災害予防計画	第4章 災害予防計画	記載事項の追加・移動に伴う修正
2	第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画 5.4	第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画 5.5	
	1 実施責任者 5.4	1 実施責任者 5.5	
	2 配慮すべき事項 5.4	2 配慮すべき事項 5.5	
	3 普及・啓発及び教育の方法 5.4	3 普及・啓発及び教育の方法 5.5	
	4 普及・啓発及び教育を要する事項 5.4	4 普及・啓発及び教育を要する事項 5.5	
	5 学校教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進 5.5	5 学校教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進 5.6	
	6 普及・啓発の時期 5.5	6 普及・啓発の時期 5.6	
	第2節 自主防災組織の育成等に関する計画 5.6	第2節 自主防災組織の育成等に関する計画 5.7	
	1 地域住民による自主防災組織 5.6	1 地域住民による自主防災組織 5.7	
	2 事業所等の防災組織 5.6	2 事業所等の防災組織 5.7	
	3 自主防災組織の編成 5.6	3 自主防災組織の編成 5.7	
	4 組織の活動 5.6	4 組織の活動 5.7	
	5 防災資機材等の整備 5.8	5 防災資機材等の整備 5.9	
	6 自主防災組織の育成支援 5.8	6 自主防災組織の育成支援 5.9	
	第3節 防災訓練計画 6.0	第3節 防災訓練計画 6.1	
	1 訓練実施機関 6.0	1 訓練実施機関 6.1	
	2 訓練の種別 6.0	2 訓練の種別 6.1	
	3 市及び防災会議が実施する訓練 6.0	3 市及び防災会議が実施する訓練 6.1	
	4 民間団体等との連携 6.1	4 民間団体等との連携 6.2	
	第4節 災害時要援護者対策計画 6.2	第4節 災害時要援護者対策計画 6.3	
	1 安全対策 6.2	1 安全対策 6.3	
	2 援助活動 6.4	2 援助活動 6.5	
	3 外国人への支援対策 6.4	3 外国人への支援対策 6.5	
目次	第5節 食料等の調達・確保及び防災資機材の整備に関する計画 6.6	第5節 食料等の調達・確保及び防災資機材の整備に関する計画 6.7	
3	1 食料等の確保 6.6	1 食料等の確保 6.7	
	2 備蓄倉庫及び分散備蓄の状況 6.6	2 防災資機材の整備 6.7	
	3 企業・業界団体との優先供給協定等の締結 6.7	3 備蓄倉庫及び分散備蓄の状況 6.7	
	第6節 避難体制整備計画 6.9	第6節 避難体制整備計画 7.0	
	1 避難誘導体制の構築 6.9	1 避難誘導体制の構築 7.0	
	2 避難場所・避難所等の確保 6.9	2 避難場所・避難所等の確保 7.0	
	3 避難場所・避難所等の住民への周知 7.1	3 避難場所・避難所等の住民への周知 7.2	
	4 避難計画の策定等 7.1	4 避難計画の策定等 7.2	
	5 被災者の把握 7.2	5 被災者の把握 7.3	
	6 防災上重要な施設の管理等 7.2	6 防災上重要な施設の管理等 7.4	
	7 施設の整備計画 7.3	7 施設の整備計画 7.4	
	第7節 相互応援体制整備計画 7.5	第7節 相互応援体制整備計画 7.6	
	1 基本的な考え方 7.5	1 基本的な考え方 7.6	
	2 相互応援体制の整備 7.5	2 相互応援(受援)体制の整備 7.6	
		3 災害時におけるボランティア活動の環境整備 7.6	
	第8節 情報収集・伝達体制整備計画 7.7	第8節 情報収集・伝達体制整備計画 7.8	
	1 防災会議構成機関 7.7	1 防災会議構成機関 7.8	
	2 市及び防災関係機関 7.7	2 市及び防災関係機関 7.8	
	第9節 建築物災害予防計画 7.9	第9節 建築物災害予防計画 8.0	

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和5年2月)	修 正 案 (令和6年2月)	備 考
目次 4	1 建築物防災の現状 <u>7.9</u>	1 建築物防災の現状 <u>8.0</u>	記載事項の追加・移動に伴う修正
	2 予防対策 <u>7.9</u>	2 予防対策 <u>8.0</u>	
	3 がけ地に近接する建築物の防災対策 <u>7.9</u>	3 がけ地に近接する建築物の防災対策 <u>8.0</u>	
	第10節 消防計画 <u>8.1</u>	第10節 消防計画 <u>8.2</u>	
	1 組織計画 <u>8.1</u>	1 組織計画 <u>8.2</u>	
	2 消防力整備計画 <u>8.1</u>	2 消防力整備計画 <u>8.2</u>	
	3 調査計画 <u>8.1</u>	3 調査計画 <u>8.2</u>	
	4 火災予防 <u>8.1</u>	4 火災予防 <u>8.2</u>	
	5 警報発令伝達 <u>8.2</u>	5 警報発令伝達 <u>8.3</u>	
	6 警防対策 <u>8.2</u>	6 警防対策 <u>8.3</u>	
	7 消防応援出動 <u>8.3</u>	7 消防応援出動 <u>8.4</u>	
	8 教育訓練 <u>8.3</u>	8 教育訓練 <u>8.4</u>	
	第11節 水害予防計画 <u>8.9</u>	第11節 水害予防計画 <u>9.0</u>	
	1 現況 <u>8.9</u>	1 現況 <u>9.0</u>	
	2 予防対策 <u>8.9</u>	2 予防対策 <u>9.0</u>	
	3 水防計画 <u>8.9</u>	3 水防計画 <u>9.0</u>	
	4 災害時要援護者が利用する施設の洪水予報等の伝達 <u>8.9</u>	4 災害時要援護者が利用する施設の洪水予報等の伝達 <u>9.0</u>	
	第12節 風害予防計画 <u>9.1</u>	第12節 風害予防計画 <u>9.2</u>	
	1 予防対策 <u>9.1</u>	1 予防対策 <u>9.2</u>	
	第13節 雪害予防計画 <u>9.3</u>	第13節 雪害予防計画 <u>9.4</u>	
	1 実施責任者 <u>9.3</u>	1 実施責任者 <u>9.4</u>	
	2 排雪 <u>9.4</u>	2 排雪 <u>9.5</u>	
	3 警戒体制 <u>9.4</u>	3 警戒体制 <u>9.5</u>	
	4 各交通機関の措置 <u>9.4</u>	4 各交通機関の措置 <u>9.5</u>	
	第14節 融雪災害予防計画 <u>9.9</u>	第14節 融雪災害予防計画 <u>10.0</u>	
	1 気象情報等の把握 <u>9.9</u>	1 気象情報等の把握 <u>10.0</u>	
	2 河川の警戒 <u>9.9</u>	2 河川の警戒 <u>10.0</u>	
	3 河道内障害物の除去 <u>9.9</u>	3 河道内障害物の除去 <u>10.0</u>	
	4 下水道及び樋門、樋管の点検 <u>9.9</u>	4 下水道及び樋門、樋管の点検 <u>10.0</u>	
	5 道路の除雪等 <u>9.9</u>	5 道路の除雪等 <u>10.0</u>	
	6 浸水・汚水の除去 <u>9.9</u>	6 浸水・汚水の除去 <u>10.0</u>	
	7 水防資機材の整備点検 <u>9.9</u>	7 水防資機材の整備点検 <u>10.0</u>	
	8 道路の整備 <u>9.9</u>	8 道路の整備 <u>10.0</u>	
	第15節 土砂災害予防計画 <u>10.1</u>	第15節 土砂災害予防計画 <u>10.2</u>	
	1 現況 <u>10.1</u>	1 現況 <u>10.2</u>	
	2 予防対策 <u>10.1</u>	2 予防対策 <u>10.2</u>	
	3 土砂災害警戒情報の伝達等 <u>10.1</u>	3 土砂災害警戒情報の伝達等 <u>10.2</u>	
	4 土砂災害警戒情報の伝達系統 <u>10.2</u>	4 土砂災害警戒情報の伝達系統 <u>10.3</u>	
	5 避難施設 <u>10.2</u>	5 避難施設 <u>10.3</u>	
	第16節 積雪・寒冷対策計画 <u>10.3</u>	第16節 積雪・寒冷対策計画 <u>10.4</u>	
	1 積雪対策の推進 <u>10.3</u>	1 積雪対策の推進 <u>10.4</u>	
	2 交通の確保 <u>10.3</u>	2 交通の確保 <u>10.4</u>	
3 雪に強いまちづくりの推進 <u>10.3</u>	3 雪に強いまちづくりの推進 <u>10.4</u>		
4 寒冷対策の推進 <u>10.3</u>	4 寒冷対策の推進 <u>10.4</u>		

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和5年2月)	修 正 案 (令和6年2月)	備 考
目次 5	第5章 災害応急対策計画	第5章 災害応急対策計画	記載事項の追加・移動に伴う修正
	第1節 災害情報収集・伝達計画	第1節 災害情報収集・伝達計画	
	1 情報及び被害状況報告の収集、連絡	1 情報及び被害状況報告の収集、連絡	
	2 災害等の内容及び通報の時期	2 災害等の内容及び通報の時期	
	3 被害状況報告	3 被害状況報告	
	4 予報（注意報を含む。）、警報、情報等の収集伝達計画	4 予報（注意報を含む。）、警報、情報等の収集伝達計画	
	5 災害情報等の報告収集及び伝達計画	5 災害情報等の報告収集及び伝達計画	
	第2節 災害通信計画	第2節 災害通信計画	
	1 通信手段の確保等	1 通信手段の確保等	
	2 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶等における措置等	2 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶等における措置等	
	第3節 災害広報・情報提供計画	第3節 災害広報・情報提供計画	
	1 実施責任者	1 実施責任者	
	2 災害情報等の収集	2 災害情報等の収集	
	3 災害情報等の発表の方法	3 災害情報等の発表の方法	
	4 道、関係機関等に対する情報の提供	4 道、関係機関等に対する情報の提供	
	5 庁内連絡	5 庁内連絡	
	6 被災者相談所の開設	6 被災者相談所の開設	
	7 安否情報の提供	7 安否情報の提供	
	第4節 応急措置実施計画	第4節 応急措置実施計画	
	1 実施責任者	1 実施責任者	
	2 市の実施する応急措置	2 市の実施する応急措置	
	3 災害救助法適用の場合	3 災害救助法適用の場合	
	第5節 避難対策計画	第5節 避難対策計画	
	1 避難実施責任者及び措置内容	1 避難実施責任者及び措置内容	
	2 避難措置における連絡及び協力等	2 避難措置における連絡及び協力等	
	3 避難の基準と態様	3 避難の基準と態様	
	4 避難指示等の周知	4 避難指示等の周知	
	5 指示伝達事項	5 指示伝達事項	
	6 避難の方法	6 避難の方法	
	7 避難路及び避難場所等の安全確保	7 避難路及び避難場所等の安全確保	
	8 被災者の生活環境の整備	8 被災者の生活環境の整備	
	9 避難所の開設	9 避難所の開設	
	10 避難所の運営管理等	10 避難所の運営管理等	
	11 帳簿類の整備	11 帳簿類の整備	
	12 道（十勝総合振興局）に対する報告	12 道（十勝総合振興局）に対する報告	
	13 機関への連絡	13 機関への連絡	
	14 警戒区域の設定	14 警戒区域の設定	
	15 広域避難	15 広域避難	
	16 広域一時滞在	16 広域一時滞在	
	第6節 救助救出計画	第6節 救助救出計画	
	1 実施責任	1 実施責任	
	2 救助救出を必要とする場合	2 救助救出を必要とする場合	
	3 救助救出活動	3 救助救出活動	
	第7節 災害警備計画	第7節 災害警備計画	
	1 警察活動の任務	1 警察活動の任務	
2 災害警備本部の設置	2 災害警備本部の設置		

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和5年2月)	修 正 案 (令和6年2月)	備 考
目次 6	3 災害時の警察活動 156	3 災害時の警察活動 157	記載事項の追加・移動に伴う修正
	第8節 交通応急対策計画 158	第8節 交通応急対策計画 159	
	1 交通応急対策の実施 158	1 交通応急対策の実施 159	
	2 道路の交通規制 159	2 道路の交通規制 160	
	3 緊急輸送のための交通規制 160	3 緊急輸送のための交通規制 161	
	4 北海道緊急輸送道路ネットワーク計画 161	4 北海道緊急輸送道路ネットワーク計画 162	
	第9節 輸送計画 164	第9節 輸送計画 165	
	1 実施責任者 164	1 実施責任者 165	
	2 輸送の方法 164	2 輸送の方法 165	
	3 輸送の範囲 165	3 輸送の範囲 166	
	4 費用の限度及び期間 165	4 費用の限度及び期間 166	
	5 緊急輸送業務に従事する車両の表示 165	5 緊急輸送業務に従事する車両の表示 166	
	6 輸送状況の記録 167	6 輸送状況の記録 168	
	7 緊急輸送要請体制 168	7 緊急輸送要請体制 169	
	第10節 食料供給計画 170	第10節 食料供給計画 171	
	1 実施責任 170	1 実施責任 171	
	2 食料の供給 170	2 食料の供給 171	
	3 食料輸送計画 170	3 食料輸送計画 171	
	4 応急供給の対象者 170	4 応急供給の対象者 171	
	5 食料の備蓄及び調達 170	5 食料の備蓄及び調達 171	
	6 米飯の炊き出し 170	6 米飯の炊き出し 171	
	7 給食の実施 171	7 給食の実施 172	
	8 費用の限度及び期間 171	8 費用の限度及び期間 172	
	9 炊き出し給与状況の記録 171	9 炊き出し給与状況の記録 172	
	第11節 給水計画 172	第11節 給水計画 173	
	1 実施責任 172	1 実施責任 173	
	2 給水対象者 172	2 給水対象者 173	
	3 応急給水に伴う用語の定義 172	3 応急給水に伴う用語の定義 173	
	4 目標応急給水量 173	4 目標応急給水量 174	
	5 応急給水活動 173	5 応急給水活動 174	
	6 運搬給水計画 175	6 運搬給水計画 176	
	7 応援の要請 175	7 応援の要請 176	
	第12節 上下水道施設対策計画 176	第12節 上下水道施設対策計画 177	
	1 実施責任 176	1 実施責任 177	
	2 非常態勢 176	2 非常態勢 177	
	3 上水道施設 176	3 上水道施設 177	
	4 下水道施設 179	4 下水道施設 180	
	第13節 衣料・生活必需物資供給計画 182	第13節 衣料・生活必需物資供給計画 183	
	1 実施責任者 182	1 実施責任者 183	
	2 物資供給の対象者 182	2 物資供給の対象者 183	
	3 調達の方法 182	3 調達の方法 183	
	4 給与又は貸与の方法 183	4 給与又は貸与の方法 184	
	5 義援金品の取扱い 183	5 義援金品の取扱い 184	
	6 費用の限度及び給（貸）与期間 183	6 費用の限度及び給（貸）与期間 184	
	7 物資の給与状況の記録 183	7 物資の給与状況の記録 184	
第14節 石油類燃料供給計画 184	第14節 石油類燃料供給計画 185		

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和5年2月)	修 正 案 (令和6年2月)	備 考
目次 7	1 実施責任者 184	1 実施責任者 185	記載事項の追加・移動に伴う修正
	2 石油類燃料の確保 184	2 石油類燃料の確保 185	
	第15節 電力施設災害応急計画 186	第15節 電力施設災害応急計画 187	
	1 非常態勢 186	1 非常態勢 187	
	2 応急復旧対策 186	2 応急復旧対策 187	
	3 広報活動 187	3 広報活動 188	
	第16節 ガス施設災害応急計画 188	第16節 ガス施設災害応急計画 189	
	1 非常態勢 188	1 非常態勢 189	
	2 供給停止等の措置 188	2 供給停止等の措置 189	
	3 復旧対策 188	3 復旧対策 189	
	4 広報活動 189	4 広報活動 190	
	第17節 通信施設災害対策計画 190	第17節 通信施設災害対策計画 191	
	1 非常態勢 190	1 非常態勢 191	
	2 防止対策及び応急措置 190	2 防止対策及び応急措置 191	
	3 広報活動 190	3 広報活動 191	
	第18節 医療救護計画 192	第18節 医療救護計画 193	
	1 実施責任者 192	1 実施責任者 193	
	2 医療救護対策 192	2 医療救護対策 193	
	3 救護班の活動状況等の記録 192	3 救護班の活動状況等の記録 193	
	4 患者の移送 193	4 患者の移送 194	
	5 医療機関等の状況 193	5 医療機関等の状況 194	
	6 医師会等に対する出動要請 193	6 医師会等に対する出動要請 194	
	7 医療薬品等の確保 193	7 医療薬品等の確保 194	
	第19節 防疫計画 194	第19節 防疫計画 195	
	1 実施責任 194	1 実施責任 195	
	2 防疫班の編成 194	2 防疫班の編成 195	
	3 防疫の種別と方法 194	3 防疫の種別と方法 195	
	4 感染症患者等の発生時における対応 194	4 感染症患者等の発生時における対応 196	
	5 防疫用資器材の調達 194	5 防疫用資器材の調達 196	
	6 家畜及び畜舎の防疫 194	6 家畜及び畜舎の防疫 196	
	第20節 廃棄物処理等計画 196	第20節 廃棄物処理等計画 197	
	1 実施責任者 196	1 実施責任者 197	
	2 清掃班の編成 196	2 清掃班の編成 197	
	3 応急措置 196	3 応急措置 197	
	4 ごみの収集処理の方法 196	4 ごみの収集処理の方法 197	
	5 し尿の収集処理の方法 196	5 し尿の収集処理の方法 197	
	6 死亡獣畜の処理方法 197	6 死亡獣畜の処理方法 198	
	7 清掃等施設状況 197	7 清掃等施設状況 198	
	8 清掃車両保有状況 197	8 清掃車両保有状況 198	
	第21節 飼養動物対策計画 198	第21節 飼養動物対策計画 199	
	1 実施責任 198	1 実施責任 199	
	2 飼養動物の取扱い 198	2 飼養動物の取扱い 199	
第22節 文教対策計画 200	第22節 文教対策計画 201		
1 実施責任 200	1 実施責任 201		
2 応急教育対策 200	2 応急教育対策 201		
3 文化財等保全対策 201	3 文化財等保全対策 202		

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和5年2月)	修 正 案 (令和6年2月)	備 考
目次 8	4 費用の限度及び期間 202	4 費用の限度及び期間 203	記載事項の追加・移動に伴う修正
	5 学用品の給与状況記録 202	5 学用品の給与状況記録 203	
	第23節 住宅対策計画 204	第23節 住宅対策計画 205	
	1 実施責任者 204	1 実施責任者 205	
	2 実施の方法 204	2 実施の方法 205	
	3 平常時の規制の適用除外措置 205	3 平常時の規制の適用除外措置 206	
	4 施工及び資材の調達 205	4 施工及び資材の調達 206	
	5 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録 205	5 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録 206	
	6 公営住宅等の斡旋 205	6 公営住宅等の斡旋 206	
	7 住宅の応急復旧活動 206	7 住宅の応急復旧活動 207	
	第24節 被災宅地安全対策計画 208	第24節 被災宅地安全対策計画 209	
	1 危険度判定の実施の決定 208	1 危険度判定の実施の決定 209	
	2 判定対象宅地 208	2 判定対象宅地 209	
	3 判定士の業務 208	3 判定士の業務 209	
	4 危険度判定実施本部の業務 208	4 危険度判定実施本部の業務 209	
	5 事前準備 208	5 事前準備 209	
	第25節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画 210	第25節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画 211	
	1 実施責任者 210	1 実施責任者 211	
	2 実施方法 210	2 実施方法 211	
	3 火葬場の状況 211	3 火葬場の状況 212	
	4 費用の限度及び期間 211	4 費用の限度及び期間 212	
	5 遺体の捜索等の記録 211	5 遺体の捜索等の記録 212	
	第26節 障害物除去計画 214	第26節 障害物除去計画 215	
	1 実施責任者 214	1 実施責任者 215	
	2 障害物除去の対象 214	2 障害物除去の対象 215	
	3 障害物の除去の方法 214	3 障害物の除去の方法 215	
	4 障害物の集積場所等 214	4 障害物の集積場所等 215	
	5 放置車両の除去 214	5 放置車両の除去 215	
	第27節 応急土木対策計画 216	第27節 応急土木対策計画 217	
	1 災害の原因及び被害種別 216	1 災害の原因及び被害種別 217	
	2 応急土木復旧対策 216	2 応急土木復旧対策 217	
	3 関係機関等の協力 217	3 関係機関等の協力 218	
	第28節 応急飼料計画 218	第28節 応急飼料計画 219	
	1 実施責任者 218	1 実施責任者 219	
	2 応急飼料の確保 218	2 応急飼料の確保 219	
	3 家畜用水の確保 218	3 家畜用水の確保 219	
	第29節 労務供給計画 220	第29節 労務供給計画 221	
	1 実施責任者 220	1 実施責任者 221	
	2 民間団体等への協力要請 220	2 民間団体等への協力要請 221	
	3 労務員の雇上げ 220	3 労務員の雇上げ 221	
	第30節 消防防災ヘリコプター活用計画 222	第30節 消防防災ヘリコプター活用計画 223	
	1 運航体制 222	1 運航体制 223	
2 緊急運航の要請 222	2 緊急運航の要請 223		
3 要請方法 222	3 要請方法 223		
4 要請先 222	4 要請先 223		
5 報告 222	5 報告 223		

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和5年2月)	修 正 案 (令和6年2月)	備 考
目次 9	6 消防防災ヘリコプターの活動内容 2 2 2	6 消防防災ヘリコプターの活動内容 2 2 3	記載事項の追加・移動に伴う修正
	7 救急患者の緊急搬送手続等 2 2 3	7 救急患者の緊急搬送手続等 2 2 4	
	8 ヘリコプターの離着陸可能地 2 2 3	8 ヘリコプターの離着陸可能地 2 2 4	
	9 消防防災ヘリコプター運航系統図 2 2 3	9 消防防災ヘリコプター運航系統図 2 2 4	
	第31節 自衛隊派遣要請計画 2 3 0	第31節 自衛隊派遣要請計画 2 3 1	
	1 災害時派遣要請基準 2 3 0	1 災害時派遣要請基準 2 3 1	
	2 災害派遣要請の手続 2 3 0	2 災害派遣要請の手続 2 3 1	
	3 災害派遣部隊の受入体制 2 3 0	3 災害派遣部隊の受入体制 2 3 1	
	4 派遣部隊の撤収要請 2 3 1	4 派遣部隊の撤収要請 2 3 2	
	5 経費負担等 2 3 1	5 経費負担等 2 3 2	
	第32節 広域応援・受援計画 2 3 2	第32節 広域応援・受援計画 2 3 3	
	1 実施機関 2 3 2	1 実施機関 2 3 3	
	2 実施内容 2 3 2	2 実施内容 2 3 3	
	第33節 職員応援派遣計画 2 3 6	第33節 職員応援派遣計画 2 3 7	
	1 要請権者 2 3 6	1 要請権者 2 3 7	
	2 要請手続等 2 3 6	2 要請手続等 2 3 7	
	3 派遣職員の身分取扱 2 3 6	3 派遣職員の身分取扱 2 3 7	
	第34節 災害ボランティアとの連携計画 2 3 8	第34節 災害ボランティアとの連携計画 2 3 9	
	1 行政とボランティアの役割 2 3 8	1 行政とボランティアの役割 2 3 9	
	2 ボランティア団体等の協力 2 3 8	2 ボランティア団体等の協力 2 3 9	
	3 ボランティアの受入 2 3 8	3 ボランティアの受入 2 3 9	
	4 ボランティアの活動 2 3 8	4 ボランティアの活動 2 3 9	
	5 ボランティア活動の環境整備 2 3 9	5 ボランティア活動の環境整備 2 4 0	
	第35節 災害応急金融計画 2 4 0	第35節 災害応急金融計画 2 4 1	
	第36節 災害救助法の適用計画 2 4 2	第36節 災害救助法の適用計画 2 4 3	
	1 実施責任 2 4 2	1 実施責任 2 4 3	
	2 災害救助法の適用基準 2 4 2	2 災害救助法の適用基準 2 4 3	
	3 災害救助法の適用手続 2 4 2	3 災害救助法の適用手続 2 4 3	
	4 救助の実施と種類 2 4 2	4 救助の実施と種類 2 4 3	
	5 基本法と救助法の関連 2 4 3	5 基本法と救助法の関連 2 4 4	
	第37節 被災者援護支援 2 4 6	第37節 被災者援護支援 2 4 7	
	1 罹災証明書の交付 2 4 6	1 罹災証明書の交付 2 4 7	
	2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供 2 4 6	2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供 2 4 7	
	第6章 震災対策計画 2 4 8	第6章 震災対策計画 2 4 7	
	第7章 事故災害対策計画	第7章 事故災害対策計画	
	第1節 航空災害対策計画 2 5 0	第1節 航空災害対策計画 2 4 9	
	1 基本方針 2 5 0	1 基本方針 2 4 9	
2 災害予防 2 5 0	2 災害予防 2 4 9		
3 災害応急対策 2 5 1	3 災害応急対策 2 5 0		
4 応急活動体制 2 5 2	4 応急活動体制 2 5 1		
5 救助救出活動 2 5 5	5 救助救出活動 2 5 4		
6 医療救護活動 2 5 5	6 医療救護活動 2 5 4		
7 消防活動 2 5 5	7 消防活動 2 5 4		
8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等 2 5 5	8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等 2 5 4		

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和5年2月)	修 正 案 (令和6年2月)	備 考
目次 10	9 交通規制 255	9 交通規制 254	記載事項の追加・移動に伴う修正
	10 防疫及び廃棄物処理等 255	10 防疫及び廃棄物処理等 254	
	11 自衛隊派遣要請 255	11 自衛隊派遣要請 254	
	12 広域応援 255	12 広域応援 254	
	第2節 鉄道災害対策計画 256	第2節 鉄道災害対策計画 255	
	1 基本方針 256	1 基本方針 255	
	2 災害予防 256	2 災害予防 255	
	3 災害応急対策 256	3 災害応急対策 255	
	4 応急活動体制 257	4 応急活動体制 256	
	5 救助救出活動 257	5 救助救出活動 256	
	6 医療救護活動 257	6 医療救護活動 256	
	7 消防活動 257	7 消防活動 256	
	8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等 257	8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等 256	
	9 交通規制 257	9 交通規制 256	
	10 危険物流出対策 258	10 危険物流出対策 257	
	11 自衛隊派遣要請 258	11 自衛隊派遣要請 257	
	12 広域応援 258	12 広域応援 257	
	13 鉄道事業者の災害対策 258	13 鉄道事業者の災害対策 257	
	第3節 道路災害対策計画 260	第3節 道路災害対策計画 259	
	1 基本方針 260	1 基本方針 259	
	2 災害予防 260	2 災害予防 259	
	3 災害応急対策 260	3 災害応急対策 259	
	4 災害広報 261	4 災害広報 260	
	5 応急活動体制 262	5 応急活動体制 261	
	6 救助救出活動 262	6 救助救出活動 261	
	7 医療救護活動 262	7 医療救護活動 261	
	8 消防活動 262	8 消防活動 261	
	9 行方不明者の捜索及び遺体の収容等 262	9 行方不明者の捜索及び遺体の収容等 261	
	10 交通規制 262	10 交通規制 261	
	11 危険物流出対策 262	11 危険物流出対策 261	
	12 自衛隊派遣要請 263	12 自衛隊派遣要請 262	
	13 広域応援 263	13 広域応援 262	
	第4節 危険物等災害対策計画 264	第4節 危険物等災害対策計画 263	
	1 基本方針 264	1 基本方針 263	
	2 危険物の定義 264	2 危険物の定義 263	
	3 災害予防 264	3 災害予防 263	
	4 災害応急対策 264	4 災害応急対策 263	
	5 応急活動体制 265	5 応急活動体制 264	
	6 災害拡大防止 266	6 災害拡大防止 265	
	7 消防活動 266	7 消防活動 265	
	8 避難措置 266	8 避難措置 265	
	9 救助救出活動 266	9 救助救出活動 265	
10 医療救護活動 266	10 医療救護活動 265		
11 交通規制 266	11 交通規制 265		
12 自衛隊派遣要請 266	12 自衛隊派遣要請 265		
13 広域応援 266	13 広域応援 265		

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和5年2月)	修 正 案 (令和6年2月)	備 考	
目次 11	第5節 大規模な火事災害対策計画 268	第5節 大規模な火事災害対策計画 267	記載事項の追加・移動に伴う修正	
	1 基本方針 268	1 基本方針 267		
	2 災害予防 268	2 災害予防 267		
	3 災害応急対策 268	3 災害応急対策 267		
	4 災害広報 269	4 災害広報 268		
	5 応急活動体制 269	5 応急活動体制 268		
	6 消防活動 269	6 消防活動 268		
	7 避難措置 269	7 避難措置 268		
	8 救助救出活動 269	8 救助救出活動 268		
	9 医療救護活動 269	9 医療救護活動 268		
	10 交通規制 269	10 交通規制 268		
	11 自衛隊派遣要請 269	11 自衛隊派遣要請 268		
	12 広域応援 270	12 広域応援 269		
	第6節 林野火災対策計画 272	第6節 林野火災対策計画 271		
	1 基本方針 272	1 基本方針 271		
	2 予防対策 272	2 予防対策 271		
	3 気象情報対策 273	3 気象情報対策 272		
	4 応急対策 273	4 応急対策 272		
	5 災害広報 274	5 災害広報 273		
	6 応急活動体制 275	6 応急活動体制 274		
	7 消防活動 275	7 消防活動 274		
	8 自衛隊派遣要請 275	8 自衛隊派遣要請 274		
	9 広域応援 275	9 広域応援 274		
	第7節 大規模停電災害対策計画 276	第7節 大規模停電災害対策計画 275		
	1 基本方針 276	1 基本方針 275		
	2 災害予防 276	2 災害予防 275		
	3 災害応急対策 277	3 災害応急対策 276		
	4 災害広報 277	4 災害広報 276		
	5 応急活動体制 277	5 応急活動体制 276		
	6 消防活動 278	6 消防活動 277		
	7 医療救護活動 278	7 医療救護活動 277		
	8 交通対策 278	8 交通対策 277		
	9 避難所対策 278	9 避難所対策 277		
	10 応急電力対策 278	10 応急電力対策 277		
	11 給水対策 279	11 給水対策 278		
	12 石油類燃料の供給対策 279	12 石油類燃料の供給対策 278		
	13 防犯対策 279	13 防犯対策 278		
	14 自衛隊派遣要請 279	14 自衛隊派遣要請 278		
	15 広域応援 279	15 広域応援 278		
	第8章 災害復旧計画	第8章 災害復旧・被災者援護計画		
		第1節 災害復旧計画 279		
	1 実施責任者 280	1 実施責任者 279		
	2 復旧事業計画の概要 280	2 復旧事業計画の概要 279		
	3 災害復旧予算措置 280	3 災害復旧予算措置 280		
	4 激甚災害 280	4 激甚災害 280		

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和5年2月)	修 正 案 (令和6年2月)	備 考
目次 11	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>第2節 被災者援護計画 281</p> <p>1 罹災証明書の交付 281</p> <p>2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供 281</p>	<p>記載事項の追加・移動に伴う修正</p>

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和5年2月)	修 正 案 (令和6年2月)	備 考																																																																																							
P5	<p>第1章 総則 第7節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 6 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道電力ネットワーク (株) <u>帯広</u>支店</td> <td>①電力施設等の防災管理を行うこと。 ②災害時における電力の円滑なる供給を行うこと。 ③電力施設の災害と復旧見込み等の周知を行うこと。</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	(略)	(略)	北海道電力ネットワーク (株) <u>帯広</u> 支店	①電力施設等の防災管理を行うこと。 ②災害時における電力の円滑なる供給を行うこと。 ③電力施設の災害と復旧見込み等の周知を行うこと。	<p>第1章 総則 第7節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 6 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道電力ネットワーク (株) <u>道東結括</u>支店</td> <td>①電力施設等の防災管理を行うこと。 ②災害時における電力の円滑なる供給を行うこと。 ③電力施設の災害と復旧見込み等の周知を行うこと。</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	(略)	(略)	北海道電力ネットワーク (株) <u>道東結括</u> 支店	①電力施設等の防災管理を行うこと。 ②災害時における電力の円滑なる供給を行うこと。 ③電力施設の災害と復旧見込み等の周知を行うこと。	北海道電力ネットワークの支店体制の変更 (R5.4.1) に伴う修正																																																																											
機 関 名	事 務 又 は 業 務																																																																																									
(略)	(略)																																																																																									
北海道電力ネットワーク (株) <u>帯広</u> 支店	①電力施設等の防災管理を行うこと。 ②災害時における電力の円滑なる供給を行うこと。 ③電力施設の災害と復旧見込み等の周知を行うこと。																																																																																									
機 関 名	事 務 又 は 業 務																																																																																									
(略)	(略)																																																																																									
北海道電力ネットワーク (株) <u>道東結括</u> 支店	①電力施設等の防災管理を行うこと。 ②災害時における電力の円滑なる供給を行うこと。 ③電力施設の災害と復旧見込み等の周知を行うこと。																																																																																									
P10	<p>第2章 帯広市の概況 第1節 自然条件 3 気象 (2) 過去の気象記録</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年</th> <th colspan="3">気 温 (℃)</th> <th rowspan="2">平均湿度</th> <th rowspan="2">総降水量</th> <th rowspan="2">最深積雪</th> <th rowspan="2">日照時間</th> <th rowspan="2">平均風速</th> </tr> <tr> <th>平均気温</th> <th>最高気温</th> <th>最低気温</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>S59</u></td> <td><u>5.9</u></td> <td><u>34.4</u></td> <td><u>-26.0</u></td> <td><u>72</u></td> <td><u>542.2</u></td> <td><u>41</u></td> <td><u>2449.7</u></td> <td><u>1.9</u></td> </tr> <tr> <td><u>60</u></td> <td>6.2</td> <td>34.9</td> <td>-26.3</td> <td>72</td> <td>731.5</td> <td>64</td> <td>2324.2</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td colspan="9" style="text-align:center">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>5</u></td> <td><u>9.1</u></td> <td><u>35.6</u></td> <td><u>-22.3</u></td> <td><u>73</u></td> <td><u>808.0</u></td> <td><u>66</u></td> <td><u>2165.3</u></td> <td><u>1.9</u></td> </tr> </tbody> </table>	年	気 温 (℃)			平均湿度	総降水量	最深積雪	日照時間	平均風速	平均気温	最高気温	最低気温	<u>S59</u>	<u>5.9</u>	<u>34.4</u>	<u>-26.0</u>	<u>72</u>	<u>542.2</u>	<u>41</u>	<u>2449.7</u>	<u>1.9</u>	<u>60</u>	6.2	34.9	-26.3	72	731.5	64	2324.2	1.9	(略)									<u>5</u>	<u>9.1</u>	<u>35.6</u>	<u>-22.3</u>	<u>73</u>	<u>808.0</u>	<u>66</u>	<u>2165.3</u>	<u>1.9</u>	<p>第2章 帯広市の概況 第1節 自然条件 3 気象 (2) 過去の気象記録</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年</th> <th colspan="3">気 温 (℃)</th> <th rowspan="2">平均湿度</th> <th rowspan="2">総降水量</th> <th rowspan="2">最深積雪</th> <th rowspan="2">日照時間</th> <th rowspan="2">平均風速</th> </tr> <tr> <th>平均気温</th> <th>最高気温</th> <th>最低気温</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>S60</u></td> <td>6.2</td> <td>34.9</td> <td>-26.3</td> <td>72</td> <td>731.5</td> <td>64</td> <td>2324.2</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td colspan="9" style="text-align:center">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>5</u></td> <td><u>9.1</u></td> <td><u>35.6</u></td> <td><u>-22.3</u></td> <td><u>73</u></td> <td><u>808.0</u></td> <td><u>66</u></td> <td><u>2165.3</u></td> <td><u>1.9</u></td> </tr> </tbody> </table>	年	気 温 (℃)			平均湿度	総降水量	最深積雪	日照時間	平均風速	平均気温	最高気温	最低気温	<u>S60</u>	6.2	34.9	-26.3	72	731.5	64	2324.2	1.9	(略)									<u>5</u>	<u>9.1</u>	<u>35.6</u>	<u>-22.3</u>	<u>73</u>	<u>808.0</u>	<u>66</u>	<u>2165.3</u>	<u>1.9</u>	時点修正
年	気 温 (℃)			平均湿度	総降水量						最深積雪	日照時間	平均風速																																																																													
	平均気温	最高気温	最低気温																																																																																							
<u>S59</u>	<u>5.9</u>	<u>34.4</u>	<u>-26.0</u>	<u>72</u>	<u>542.2</u>	<u>41</u>	<u>2449.7</u>	<u>1.9</u>																																																																																		
<u>60</u>	6.2	34.9	-26.3	72	731.5	64	2324.2	1.9																																																																																		
(略)																																																																																										
<u>5</u>	<u>9.1</u>	<u>35.6</u>	<u>-22.3</u>	<u>73</u>	<u>808.0</u>	<u>66</u>	<u>2165.3</u>	<u>1.9</u>																																																																																		
年	気 温 (℃)			平均湿度	総降水量	最深積雪	日照時間	平均風速																																																																																		
	平均気温	最高気温	最低気温																																																																																							
<u>S60</u>	6.2	34.9	-26.3	72	731.5	64	2324.2	1.9																																																																																		
(略)																																																																																										
<u>5</u>	<u>9.1</u>	<u>35.6</u>	<u>-22.3</u>	<u>73</u>	<u>808.0</u>	<u>66</u>	<u>2165.3</u>	<u>1.9</u>																																																																																		
P14	<p>第2節 災害の概況 1 主要災害記録 (1) 雪害・風害</p> <p style="text-align:center">(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発 生 年 月 日</th> <th>被 害 状 況</th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align:center">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年12月22～23日</td> <td>雪害。湿った重い雪の影響で倒木や電線等への着雪が多発し、停電や電話の不通が発生。帯広市内では23日午前0時から25日夕方までの間に、農村地区を中心に述べ約900戸が停電。電話の不通は延べ約500件。十勝管内で高速道路3路線、国道4路線、道道8路線が一時通行止めとなり、鉄道の運休、航空機の欠航など交通にも支障が生じた。22日午前0時から23日正午までの降雪量は、帯広市街地37cm、帯広空港52cm。帯広市の12月の「24時間降水量」及び「48時間降水量」の日最大値としては、1963年(昭和38年)の統計開始以来の最大値を更新(76mm)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	発 生 年 月 日	被 害 状 況	(略)		令和4年12月22～23日	雪害。湿った重い雪の影響で倒木や電線等への着雪が多発し、停電や電話の不通が発生。帯広市内では23日午前0時から25日夕方までの間に、農村地区を中心に述べ約900戸が停電。電話の不通は延べ約500件。十勝管内で高速道路3路線、国道4路線、道道8路線が一時通行止めとなり、鉄道の運休、航空機の欠航など交通にも支障が生じた。22日午前0時から23日正午までの降雪量は、帯広市街地37cm、帯広空港52cm。帯広市の12月の「24時間降水量」及び「48時間降水量」の日最大値としては、1963年(昭和38年)の統計開始以来の最大値を更新(76mm)	(略)		<p>第2節 災害の概況 1 主要災害記録 (1) 雪害・風害</p> <p style="text-align:center">(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発 生 年 月 日</th> <th>被 害 状 況</th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align:center">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年12月22～23日</td> <td>雪害。湿った重い雪の影響で倒木や電線等への着雪が多発し、停電や電話の不通が発生。帯広市内では23日午前0時から25日夕方までの間に、農村地区を中心に述べ約900戸が停電。電話の不通は延べ約500件。十勝管内で高速道路3路線、国道4路線、道道8路線が一時通行止めとなり、鉄道の運休、航空機の欠航など交通にも支障が生じた。22日午前0時から23日正午までの降雪量は、帯広市街地37cm、帯広空港52cm。帯広市の12月の「24時間降水量」及び「48時間降水量」の日最大値としては、1963年(昭和38年)の統計開始以来の最大値を更新(76mm)</td> </tr> <tr> <td><u>令和5年5月30日</u></td> <td><u>竜巻発生。午後3時20分ごろ、以平町付近で発生し、畑作農家2戸の畑でニンジン1.6ha、大豆1ha、デントコーン1haに被害。とから帯広空港午後3時25分発の航空機1便が出発を遅らせた。</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	発 生 年 月 日	被 害 状 況	(略)		令和4年12月22～23日	雪害。湿った重い雪の影響で倒木や電線等への着雪が多発し、停電や電話の不通が発生。帯広市内では23日午前0時から25日夕方までの間に、農村地区を中心に述べ約900戸が停電。電話の不通は延べ約500件。十勝管内で高速道路3路線、国道4路線、道道8路線が一時通行止めとなり、鉄道の運休、航空機の欠航など交通にも支障が生じた。22日午前0時から23日正午までの降雪量は、帯広市街地37cm、帯広空港52cm。帯広市の12月の「24時間降水量」及び「48時間降水量」の日最大値としては、1963年(昭和38年)の統計開始以来の最大値を更新(76mm)	<u>令和5年5月30日</u>	<u>竜巻発生。午後3時20分ごろ、以平町付近で発生し、畑作農家2戸の畑でニンジン1.6ha、大豆1ha、デントコーン1haに被害。とから帯広空港午後3時25分発の航空機1便が出発を遅らせた。</u>	(略)		時点修正																																																																					
発 生 年 月 日	被 害 状 況																																																																																									
(略)																																																																																										
令和4年12月22～23日	雪害。湿った重い雪の影響で倒木や電線等への着雪が多発し、停電や電話の不通が発生。帯広市内では23日午前0時から25日夕方までの間に、農村地区を中心に述べ約900戸が停電。電話の不通は延べ約500件。十勝管内で高速道路3路線、国道4路線、道道8路線が一時通行止めとなり、鉄道の運休、航空機の欠航など交通にも支障が生じた。22日午前0時から23日正午までの降雪量は、帯広市街地37cm、帯広空港52cm。帯広市の12月の「24時間降水量」及び「48時間降水量」の日最大値としては、1963年(昭和38年)の統計開始以来の最大値を更新(76mm)																																																																																									
(略)																																																																																										
発 生 年 月 日	被 害 状 況																																																																																									
(略)																																																																																										
令和4年12月22～23日	雪害。湿った重い雪の影響で倒木や電線等への着雪が多発し、停電や電話の不通が発生。帯広市内では23日午前0時から25日夕方までの間に、農村地区を中心に述べ約900戸が停電。電話の不通は延べ約500件。十勝管内で高速道路3路線、国道4路線、道道8路線が一時通行止めとなり、鉄道の運休、航空機の欠航など交通にも支障が生じた。22日午前0時から23日正午までの降雪量は、帯広市街地37cm、帯広空港52cm。帯広市の12月の「24時間降水量」及び「48時間降水量」の日最大値としては、1963年(昭和38年)の統計開始以来の最大値を更新(76mm)																																																																																									
<u>令和5年5月30日</u>	<u>竜巻発生。午後3時20分ごろ、以平町付近で発生し、畑作農家2戸の畑でニンジン1.6ha、大豆1ha、デントコーン1haに被害。とから帯広空港午後3時25分発の航空機1便が出発を遅らせた。</u>																																																																																									
(略)																																																																																										

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和5年2月)	修 正 案 (令和6年2月)	備 考																												
P45	<p>第4節 気象業務に関する計画</p> <p>1 気象業務組織</p> <p>(2) 予報区担当官署の業務内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>担 当 官 署</th> <th>予報警報等の種類</th> <th>回 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>札幌管区气象台 (地方予報区担当官署)</td> <td>地方天気予報 (地方天気分布予報) <u>地方週間天気予報</u> 地方季節予報 (以下略)</td> <td>毎日3回(05、11、17時) <u>毎日2回(11、17時)</u> 原則毎週2回(月・木)</td> </tr> </tbody> </table>	担 当 官 署	予報警報等の種類	回 数	札幌管区气象台 (地方予報区担当官署)	地方天気予報 (地方天気分布予報) <u>地方週間天気予報</u> 地方季節予報 (以下略)	毎日3回(05、11、17時) <u>毎日2回(11、17時)</u> 原則毎週2回(月・木)	<p>第4節 気象業務に関する計画</p> <p>1 気象業務組織</p> <p>(2) 予報区担当官署の業務内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>担 当 官 署</th> <th>予報警報等の種類</th> <th>回 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>札幌管区气象台 (地方予報区担当官署)</td> <td>地方天気予報 (地方天気分布予報) 地方季節予報 (以下略)</td> <td>毎日3回(05、11、17時) 原則毎週2回(月・木)</td> </tr> </tbody> </table>	担 当 官 署	予報警報等の種類	回 数	札幌管区气象台 (地方予報区担当官署)	地方天気予報 (地方天気分布予報) 地方季節予報 (以下略)	毎日3回(05、11、17時) 原則毎週2回(月・木)	<p>地方週間天気予報(文章形式)の提供終了(令和5年3月31日)に伴う記載削除(札幌管区气象台)</p>																
担 当 官 署	予報警報等の種類	回 数																													
札幌管区气象台 (地方予報区担当官署)	地方天気予報 (地方天気分布予報) <u>地方週間天気予報</u> 地方季節予報 (以下略)	毎日3回(05、11、17時) <u>毎日2回(11、17時)</u> 原則毎週2回(月・木)																													
担 当 官 署	予報警報等の種類	回 数																													
札幌管区气象台 (地方予報区担当官署)	地方天気予報 (地方天気分布予報) 地方季節予報 (以下略)	毎日3回(05、11、17時) 原則毎週2回(月・木)																													
P46	<p>2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報</p> <p>(1) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達</p> <p>ア 種類及び発表基準</p> <p>(ア) 気象等に関する特別警報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現象の種類</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨特別警報</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。(以下略)</td> </tr> <tr> <td>暴風特別警報</td> <td>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪特別警報</td> <td>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。(以下略)</td> </tr> <tr> <td>大雪特別警報</td> <td>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 気象警報の種類 (発表基準は別表参照)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>大雨警報</td> <td>大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、<u>高齢者等は危険な場所からの避難が必要</u>とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(カ) 洪水警報及び注意報 (発表基準は別表参照)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>洪水警報</td> <td>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。<u>高齢者等は危険な場所からの避難が必要</u>とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(キ) 水防活動用気象警報及び気象注意報 水防活動の利用に適合する警報及び注意報は、種類ごとに気象警報及び気象注意報により代行する。</p> <p>(略)</p>	現象の種類	基準	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。(以下略)	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。(以下略)	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、 <u>高齢者等は危険な場所からの避難が必要</u> とされる警戒レベル3に相当。	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。 <u>高齢者等は危険な場所からの避難が必要</u> とされる警戒レベル3に相当。	<p>2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報</p> <p>(1) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達</p> <p>ア 種類及び発表基準</p> <p>(ア) 気象等に関する特別警報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現象の種類</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨特別警報</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。(以下略)</td> </tr> <tr> <td>暴風特別警報</td> <td>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪特別警報</td> <td>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。(以下略)</td> </tr> <tr> <td>大雪特別警報</td> <td>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 気象警報の種類 (発表基準は別表参照)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>大雨警報</td> <td>大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、<u>高齢者等が危険な場所から避難する必要がある</u>とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(カ) 洪水警報及び注意報 (発表基準は別表参照)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>洪水警報</td> <td>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。<u>高齢者等が危険な場所から避難する必要がある</u>とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(キ) 水防活動用気象警報及び注意報 水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、種類ごとに注意報、警報及び特別警報により代行する。</p> <p>(略)</p>	現象の種類	基準	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。(以下略)	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。(以下略)	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、 <u>高齢者等が危険な場所から避難する必要がある</u> とされる警戒レベル3に相当。	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。 <u>高齢者等が危険な場所から避難する必要がある</u> とされる警戒レベル3に相当。	<p>現状の運用にあわせた文言の追加や修正(札幌管区气象台)</p>
現象の種類	基準																														
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。(以下略)																														
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。																														
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。(以下略)																														
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。																														
大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、 <u>高齢者等は危険な場所からの避難が必要</u> とされる警戒レベル3に相当。																														
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。 <u>高齢者等は危険な場所からの避難が必要</u> とされる警戒レベル3に相当。																														
現象の種類	基準																														
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。(以下略)																														
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。																														
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。(以下略)																														
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。																														
大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、 <u>高齢者等が危険な場所から避難する必要がある</u> とされる警戒レベル3に相当。																														
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。 <u>高齢者等が危険な場所から避難する必要がある</u> とされる警戒レベル3に相当。																														
P48	<p>(キ) 水防活動用気象警報及び気象注意報 水防活動の利用に適合する警報及び注意報は、種類ごとに気象警報及び気象注意報により代行する。</p> <p>(略)</p>	<p>(キ) 水防活動用気象警報及び注意報 水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、種類ごとに注意報、警報及び特別警報により代行する。</p> <p>(略)</p>	<p>文言修正(札幌管区气象台)</p>																												

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和5年2月)	修 正 案 (令和6年2月)	備 考																																																														
P51	<p>(コ) 防災気象情報と警戒レベル</p> <p>(3) 気象情報等</p> <p>ア 早期注意情報（警報級の可能性）</p> <p>5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（十勝地方など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（釧路・根室・十勝地方など）で発表される。大雨<u> </u>に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p>	<p>(コ) 防災気象情報と警戒レベル</p> <p>(3) 気象情報等</p> <p>ア 早期注意情報（警報級の可能性）</p> <p>5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（十勝地方など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（釧路・根室・十勝地方など）で発表される。大雨と高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p>	<p>早期注意情報の要素に高潮を追加（札幌管区気象台）</p>																																																														
P53	<p>第4節 気象業務に関する計画</p> <p>別表</p> <p style="text-align: center;">警報発表基準（基準値はいずれも予想値）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">警 報 名</th> <th colspan="2">基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大雨</td> <td>(浸水害)</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>(土砂災害)</td> <td>土壌雨量指数基準</td> <td><u>125</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水</td> <td rowspan="3">流域雨量指数基準</td> <td colspan="2">帯広川流域=<u>21.4</u>、売買川流域=13.7、機関庫の川流域=<u>4.6</u>、ヌップク川流域=<u>7</u>、戸島別川流域=24.8、ウツベツ川流域=<u>7.9</u>、新帯広川流域=<u>3.4</u>、柏林台川流域=<u>5.6</u></td> </tr> <tr> <td>複合基準</td> <td>十勝川流域= (6、55.3)</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td>十勝川〔共栄橋・帯広〕、札内川〔第二大川橋〕</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>平均風速</td> <td colspan="2">20m/s</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>平均風速</td> <td colspan="2">18m/s 雪による視程障害を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>降雪の深さ</td> <td colspan="2">12時間降雪の深さ 40cm</td> </tr> </tbody> </table>	警 報 名		基 準		大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	13	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	<u>125</u>	洪水	流域雨量指数基準	帯広川流域= <u>21.4</u> 、売買川流域=13.7、機関庫の川流域= <u>4.6</u> 、ヌップク川流域= <u>7</u> 、戸島別川流域=24.8、ウツベツ川流域= <u>7.9</u> 、新帯広川流域= <u>3.4</u> 、柏林台川流域= <u>5.6</u>		複合基準	十勝川流域= (6、55.3)	指定河川洪水予報による基準	十勝川〔共栄橋・帯広〕、札内川〔第二大川橋〕	暴風	平均風速	20m/s		暴風雪	平均風速	18m/s 雪による視程障害を伴う		大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 40cm		<p>第4節 気象業務に関する計画</p> <p>別表</p> <p style="text-align: center;">警報発表基準（基準値はいずれも予想値）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">警 報 名</th> <th colspan="2">基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大雨</td> <td>(浸水害)</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>(土砂災害)</td> <td>土壌雨量指数基準</td> <td><u>140</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水</td> <td rowspan="3">流域雨量指数基準</td> <td colspan="2">帯広川流域=<u>21.2</u>、売買川流域=13.7、機関庫の川流域=<u>4.5</u>、ヌップク川流域=<u>6.9</u>、戸島別川流域=24.8、ウツベツ川流域=<u>7.7</u>、新帯広川流域=<u>2.8</u>、柏林台川流域=<u>5.4</u></td> </tr> <tr> <td>複合基準</td> <td>十勝川流域= (6、55.3)</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td>十勝川〔共栄橋・帯広〕、札内川〔第二大川橋〕</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>平均風速</td> <td colspan="2">20m/s</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>平均風速</td> <td colspan="2">18m/s 雪による視程障害を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>降雪の深さ</td> <td colspan="2">12時間降雪の深さ 40cm</td> </tr> </tbody> </table>	警 報 名		基 準		大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	13	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	<u>140</u>	洪水	流域雨量指数基準	帯広川流域= <u>21.2</u> 、売買川流域=13.7、機関庫の川流域= <u>4.5</u> 、ヌップク川流域= <u>6.9</u> 、戸島別川流域=24.8、ウツベツ川流域= <u>7.7</u> 、新帯広川流域= <u>2.8</u> 、柏林台川流域= <u>5.4</u>		複合基準	十勝川流域= (6、55.3)	指定河川洪水予報による基準	十勝川〔共栄橋・帯広〕、札内川〔第二大川橋〕	暴風	平均風速	20m/s		暴風雪	平均風速	18m/s 雪による視程障害を伴う		大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 40cm		<p>気象庁の基準値の見直しに伴う修正</p>
警 報 名		基 準																																																															
大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	13																																																														
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	<u>125</u>																																																														
洪水	流域雨量指数基準	帯広川流域= <u>21.4</u> 、売買川流域=13.7、機関庫の川流域= <u>4.6</u> 、ヌップク川流域= <u>7</u> 、戸島別川流域=24.8、ウツベツ川流域= <u>7.9</u> 、新帯広川流域= <u>3.4</u> 、柏林台川流域= <u>5.6</u>																																																															
		複合基準	十勝川流域= (6、55.3)																																																														
		指定河川洪水予報による基準	十勝川〔共栄橋・帯広〕、札内川〔第二大川橋〕																																																														
暴風	平均風速	20m/s																																																															
暴風雪	平均風速	18m/s 雪による視程障害を伴う																																																															
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 40cm																																																															
警 報 名		基 準																																																															
大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	13																																																														
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	<u>140</u>																																																														
洪水	流域雨量指数基準	帯広川流域= <u>21.2</u> 、売買川流域=13.7、機関庫の川流域= <u>4.5</u> 、ヌップク川流域= <u>6.9</u> 、戸島別川流域=24.8、ウツベツ川流域= <u>7.7</u> 、新帯広川流域= <u>2.8</u> 、柏林台川流域= <u>5.4</u>																																																															
		複合基準	十勝川流域= (6、55.3)																																																														
		指定河川洪水予報による基準	十勝川〔共栄橋・帯広〕、札内川〔第二大川橋〕																																																														
暴風	平均風速	20m/s																																																															
暴風雪	平均風速	18m/s 雪による視程障害を伴う																																																															
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 40cm																																																															

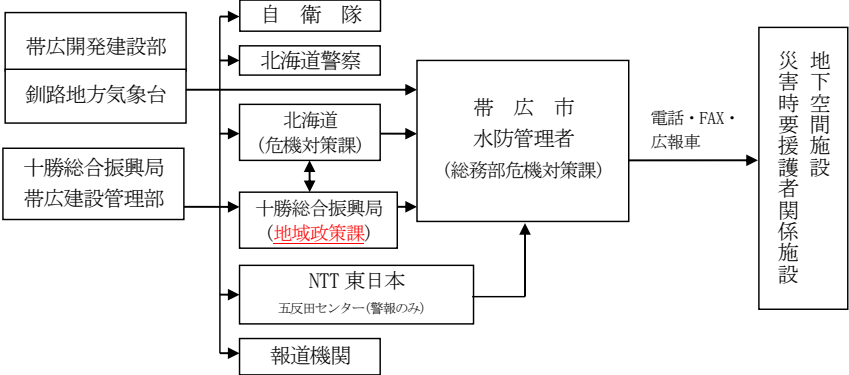
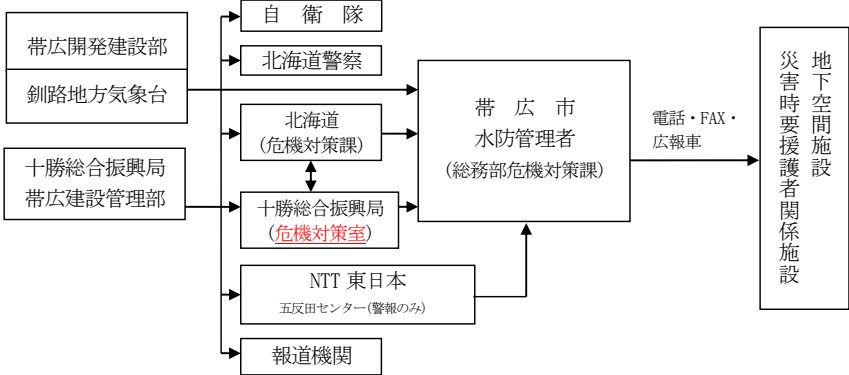
帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和5年2月)	修 正 案 (令和6年2月)	備 考																																																																																																														
P53	<p>注意報発表基準（基準値いずれも予想値）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>注 意 報 名</th> <th colspan="2">基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大雨</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>帯広川流域=17.1、売買川流域=10.9、機関庫の川流域=3.6、ヌップク川流域=5.6、戸蔭別川流域=19.8、ウツベツ川流域=6.3、新帯広川流域=2.7、柏林台川流域=4.4</td> </tr> <tr> <td>複合基準</td> <td>ウツベツ川流域= (5、6.3) 十勝川流域= (5、46.3)</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td>十勝川〔共栄橋・帯広〕、 札内川〔第二大川橋〕</td> </tr> <tr> <td>強風</td> <td>平均風速</td> <td>12m/s</td> </tr> <tr> <td>風雪</td> <td>平均風速</td> <td>10m/s 雪による視程障害を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>降雪の深さ</td> <td>12時間降雪の深さ25cm</td> </tr> <tr> <td>雷</td> <td colspan="2">落雷等により被害が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>融雪</td> <td colspan="2">60mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計</td> </tr> <tr> <td>濃霧</td> <td>視程</td> <td>200m</td> </tr> <tr> <td>乾 燥</td> <td colspan="2">最小湿度30% 実効湿度60%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">なだれ</td> <td colspan="2">①24時間の降雪の深さ30cm以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">②積雪の深さ50cm以上で日平均気温5℃以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">低 温</td> <td colspan="2">4・5・10月：（最低気温） 平年より5℃以上低い</td> </tr> <tr> <td colspan="2">11～3月：（最低気温） 平年より8℃以上低い 6～9月：（平均気温） 平年より4℃以上低い日が2日以上継続</td> </tr> <tr> <td>霜</td> <td colspan="2">最低気温3℃以下</td> </tr> <tr> <td>着雪</td> <td colspan="2">気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続</td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>1時間雨量</td> <td>90mm</td> </tr> </tbody> </table>	注 意 報 名	基 準		大雨	表面雨量指数基準	8	土壌雨量指数基準	76	洪水	流域雨量指数基準	帯広川流域=17.1、売買川流域=10.9、機関庫の川流域=3.6、ヌップク川流域=5.6、戸蔭別川流域=19.8、ウツベツ川流域=6.3、新帯広川流域=2.7、柏林台川流域=4.4	複合基準	ウツベツ川流域= (5、6.3) 十勝川流域= (5、46.3)	指定河川洪水予報による基準	十勝川〔共栄橋・帯広〕、 札内川〔第二大川橋〕	強風	平均風速	12m/s	風雪	平均風速	10m/s 雪による視程障害を伴う	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ25cm	雷	落雷等により被害が予想される場合		融雪	60mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計		濃霧	視程	200m	乾 燥	最小湿度30% 実効湿度60%		なだれ	①24時間の降雪の深さ30cm以上		②積雪の深さ50cm以上で日平均気温5℃以上		低 温	4・5・10月：（最低気温） 平年より5℃以上低い		11～3月：（最低気温） 平年より8℃以上低い 6～9月：（平均気温） 平年より4℃以上低い日が2日以上継続		霜	最低気温3℃以下		着雪	気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続		記録的短時間大雨情報	1時間雨量	90mm	<p>注意報発表基準（基準値いずれも予想値）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>注 意 報 名</th> <th colspan="2">基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大雨</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>86</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>帯広川流域=16.9、売買川流域=10.9、機関庫の川流域=3.7、ヌップク川流域=5.5、戸蔭別川流域=19.8、ウツベツ川流域=6.1、新帯広川流域=2.1、柏林台川流域=4.3</td> </tr> <tr> <td>複合基準</td> <td>ウツベツ川流域= (5、6.1) 十勝川流域= (5、46.3)</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td>十勝川〔共栄橋・帯広〕、 札内川〔第二大川橋〕</td> </tr> <tr> <td>強風</td> <td>平均風速</td> <td>12m/s</td> </tr> <tr> <td>風雪</td> <td>平均風速</td> <td>10m/s 雪による視程障害を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>降雪の深さ</td> <td>12時間降雪の深さ25cm</td> </tr> <tr> <td>雷</td> <td colspan="2">落雷等により被害が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>融雪</td> <td colspan="2">60mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計</td> </tr> <tr> <td>濃霧</td> <td>視程</td> <td>200m</td> </tr> <tr> <td>乾 燥</td> <td colspan="2">最小湿度30% 実効湿度60%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">なだれ</td> <td colspan="2">①24時間の降雪の深さ30cm以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">②積雪の深さ50cm以上で日平均気温5℃以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">低 温</td> <td colspan="2">4・5・10月：（最低気温） 平年より5℃以上低い</td> </tr> <tr> <td colspan="2">11～3月：（最低気温） 平年より8℃以上低い 6～9月：（平均気温） 平年より4℃以上低い日が2日以上継続</td> </tr> <tr> <td>霜</td> <td colspan="2">最低気温3℃以下</td> </tr> <tr> <td>着雪</td> <td colspan="2">気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続</td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>1時間雨量</td> <td>90mm</td> </tr> </tbody> </table>	注 意 報 名	基 準		大雨	表面雨量指数基準	8	土壌雨量指数基準	86	洪水	流域雨量指数基準	帯広川流域=16.9、売買川流域=10.9、機関庫の川流域=3.7、ヌップク川流域=5.5、戸蔭別川流域=19.8、ウツベツ川流域=6.1、新帯広川流域=2.1、柏林台川流域=4.3	複合基準	ウツベツ川流域= (5、6.1) 十勝川流域= (5、46.3)	指定河川洪水予報による基準	十勝川〔共栄橋・帯広〕、 札内川〔第二大川橋〕	強風	平均風速	12m/s	風雪	平均風速	10m/s 雪による視程障害を伴う	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ25cm	雷	落雷等により被害が予想される場合		融雪	60mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計		濃霧	視程	200m	乾 燥	最小湿度30% 実効湿度60%		なだれ	①24時間の降雪の深さ30cm以上		②積雪の深さ50cm以上で日平均気温5℃以上		低 温	4・5・10月：（最低気温） 平年より5℃以上低い		11～3月：（最低気温） 平年より8℃以上低い 6～9月：（平均気温） 平年より4℃以上低い日が2日以上継続		霜	最低気温3℃以下		着雪	気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続		記録的短時間大雨情報	1時間雨量	90mm	<p>気象庁の基準値の見直しに伴う修正</p>
注 意 報 名	基 準																																																																																																																
大雨	表面雨量指数基準	8																																																																																																															
	土壌雨量指数基準	76																																																																																																															
洪水	流域雨量指数基準	帯広川流域=17.1、売買川流域=10.9、機関庫の川流域=3.6、ヌップク川流域=5.6、戸蔭別川流域=19.8、ウツベツ川流域=6.3、新帯広川流域=2.7、柏林台川流域=4.4																																																																																																															
	複合基準	ウツベツ川流域= (5、6.3) 十勝川流域= (5、46.3)																																																																																																															
	指定河川洪水予報による基準	十勝川〔共栄橋・帯広〕、 札内川〔第二大川橋〕																																																																																																															
強風	平均風速	12m/s																																																																																																															
風雪	平均風速	10m/s 雪による視程障害を伴う																																																																																																															
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ25cm																																																																																																															
雷	落雷等により被害が予想される場合																																																																																																																
融雪	60mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計																																																																																																																
濃霧	視程	200m																																																																																																															
乾 燥	最小湿度30% 実効湿度60%																																																																																																																
なだれ	①24時間の降雪の深さ30cm以上																																																																																																																
	②積雪の深さ50cm以上で日平均気温5℃以上																																																																																																																
低 温	4・5・10月：（最低気温） 平年より5℃以上低い																																																																																																																
	11～3月：（最低気温） 平年より8℃以上低い 6～9月：（平均気温） 平年より4℃以上低い日が2日以上継続																																																																																																																
霜	最低気温3℃以下																																																																																																																
着雪	気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続																																																																																																																
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	90mm																																																																																																															
注 意 報 名	基 準																																																																																																																
大雨	表面雨量指数基準	8																																																																																																															
	土壌雨量指数基準	86																																																																																																															
洪水	流域雨量指数基準	帯広川流域=16.9、売買川流域=10.9、機関庫の川流域=3.7、ヌップク川流域=5.5、戸蔭別川流域=19.8、ウツベツ川流域=6.1、新帯広川流域=2.1、柏林台川流域=4.3																																																																																																															
	複合基準	ウツベツ川流域= (5、6.1) 十勝川流域= (5、46.3)																																																																																																															
	指定河川洪水予報による基準	十勝川〔共栄橋・帯広〕、 札内川〔第二大川橋〕																																																																																																															
強風	平均風速	12m/s																																																																																																															
風雪	平均風速	10m/s 雪による視程障害を伴う																																																																																																															
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ25cm																																																																																																															
雷	落雷等により被害が予想される場合																																																																																																																
融雪	60mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計																																																																																																																
濃霧	視程	200m																																																																																																															
乾 燥	最小湿度30% 実効湿度60%																																																																																																																
なだれ	①24時間の降雪の深さ30cm以上																																																																																																																
	②積雪の深さ50cm以上で日平均気温5℃以上																																																																																																																
低 温	4・5・10月：（最低気温） 平年より5℃以上低い																																																																																																																
	11～3月：（最低気温） 平年より8℃以上低い 6～9月：（平均気温） 平年より4℃以上低い日が2日以上継続																																																																																																																
霜	最低気温3℃以下																																																																																																																
着雪	気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続																																																																																																																
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	90mm																																																																																																															
P54	<p>第4章 災害予防計画</p> <p><u>本章は、災害対策を計画的に推進するため災害予防に必要な施策を実施し、災害発生原因の除去及び施設の整備などの計画について定める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第4章 災害予防計画</p> <p><u>災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。</u></p> <p><u>国、道及び市は、災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。</u></p> <p><u>災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。</u></p> <p><u>特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないこと</u></p>	<p>道のチェックリストによる修正 (道の計画に準拠して記載を追加)</p>																																																																																																														

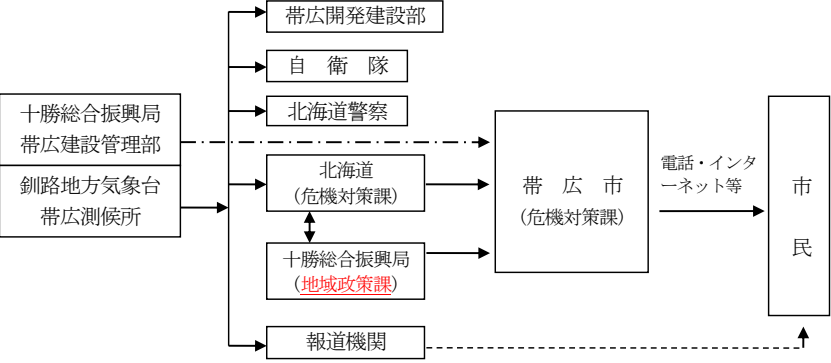
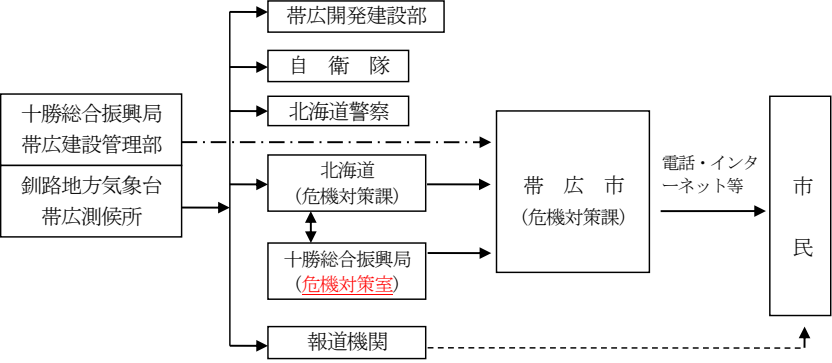
帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和5年2月)	修 正 案 (令和6年2月)	備 考
P54		<p>から、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼関係を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。</p> <p>また、国、道、市及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとし、災害対応の検証を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</p> <p>加えて、国、道及び市は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。</p> <p>なお、市は、市の地域において災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うものとする。また、道、市及び防災関係機関は、災害危険区域における災害予防策を講じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>道のチェックリストによる修正 （道の計画に準拠して記載を追加）</p>
P62	<p>第4節 災害時要援護者対策計画</p> <p>1 安全対策</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(1) 市の対策</p> <p>市は、防災担当部や福祉担当部をはじめとする関係部の連携の下、平時時から災害時要援護者に関する情報を把握し、避難支援計画や災害時要援護者名簿の作成・定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する_____等、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平時時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障害者団体等の福祉関係者と協力して、災害時要援護者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>第4節 災害時要援護者対策計画</p> <p>1 安全対策</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(1) 市の対策</p> <p>市は、防災担当部や福祉担当部をはじめとする関係部の連携の下、平時時から災害時要援護者に関する情報を把握し、避難支援計画や災害時要援護者名簿の作成・定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管するほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に検討する等、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平時時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障害者団体等の福祉関係者と協力して、災害時要援護者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>
P66	<p>第5節 食料等の調達・確保及び防災資機材の整備に関する計画</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 食料等の確保</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2 備蓄倉庫及び分散備蓄の状況</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>3 企業・業界団体との優先供給協定の締結</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>第5節 食料等の調達・確保及び防災資機材の整備に関する計画</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 食料等の確保</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2 防災資機材の整備</p> <p>道、市及び関係機関は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、市は非常用発電機の整備のほか積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努め、道及び関係機関は、市の整備の取組を支援し、補完する。</p> <p>3 備蓄倉庫及び分散備蓄の状況</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>4 企業・業界団体との優先供給協定の締結</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>道のチェックリストによる修正 （道の計画に準拠して記載を追加）</p>

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和5年2月)	修 正 案 (令和6年2月)	備 考
P75	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p><u>難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</u></p> <p><u>(4) 道及び市は、社会福祉協議会、NPO 等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</u></p>	<p>道のチェックリストによる修正 (道の計画に準拠して記載を追加)</p>
P77	<p>第8節 情報収集・伝達体制整備計画 (略)</p> <p>2 市及び防災関係機関</p> <p>高齢者、障害者等の災害時要援護者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、災害時要援護者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。</p> <p>また、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の無線系の整備を図るとともに有線系や携帯電話も含め、災害時要援護者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>第8節 情報収集・伝達体制整備計画 (略)</p> <p>2 市及び防災関係機関</p> <p><u>(1) 高齢者、障害者等の災害時要援護者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、災害時要援護者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。</u></p> <p>また、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の無線系の整備を図るとともに有線系や携帯電話も含め、災害時要援護者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p><u>(2) 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用などにより、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。</u></p>	<p>道のチェックリストによる修正 (道の計画に準拠して記載を追加)</p>
P90	<p>第11節 水害予防計画</p> <p>4 災害時要援護者が利用する施設の洪水予報等の伝達 (略)</p> 	<p>第11節 水害予防計画</p> <p>4 災害時要援護者が利用する施設の洪水予報等の伝達 (略)</p> 	<p>道の機構改革 (R5.6.1) による修正</p>

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和5年2月)	修 正 案 (令和6年2月)	備 考
P99	<p>第14節 融雪災害予防計画</p> <p>異常積雪下において春の融雪期に災害が発生し、又は災害が発生すると予想される場合の予防対策及び応急対策については、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第14節 融雪災害予防計画</p> <p>異常積雪下において春の融雪期に災害時の予防対策及び応急対策については、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p>	<p>道のチェックリストによる修正 (道の計画に準拠した修正)</p>
P102	<p>第15節 土砂災害予防計画</p> <p>4 土砂災害警戒情報の伝達系統</p>  <p>※帯広建設管理部から帯広市へは「事前連絡」</p>	<p>第15節 土砂災害予防計画</p> <p>4 土砂災害警戒情報の伝達系統</p>  <p>※帯広建設管理部から帯広市へは「事前連絡」</p>	<p>道の機構改革 (R5.6.1)による修正</p>
P105	<p>第5章 災害応急対策計画</p> <p>基本法第50条第1項の規定に基づき、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、それぞれの計画に基づき応急対策を実施し、被害の防止、並びに災害の拡大を防止するための災害応急対策計画を次のとおり定める。</p> <p>第1節 災害情報収集・伝達計画 (略)</p> <p>1 情報及び被害状況報告の収集、連絡 (略)</p> <p>(1) 市防災会議の災害情報等収集及び連絡 市防災会議構成機関は、災害が発生し、又は発生のおそれのあるときは、別表に定める災害情報等連絡系統図により、市防災会議会長に報告するものとする。</p> <p>(2) 市の災害情報等収集及び連絡 ア 市長は、災害が発生し、又は発生のおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を十勝総合振興局長に報告するものとする。 (略)</p>	<p>第5章 災害応急対策計画</p> <p>基本法第50条第1項の規定に基づき、災害時に、災害の発生を防御し、それぞれの計画に基づき応急対策を実施し、被害の防止、並びに災害の拡大を防止するための災害応急対策計画を次のとおり定める。</p> <p>第1節 災害情報収集・伝達計画 (略)</p> <p>1 情報及び被害状況報告の収集、連絡 (略)</p> <p>(1) 市防災会議の災害情報等収集及び連絡 市防災会議構成機関は、災害時は、別表に定める災害情報等連絡系統図により、市防災会議会長に報告するものとする。</p> <p>(2) 市の災害情報等収集及び連絡 ア 市長は、災害時は、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を十勝総合振興局長に報告するものとする。 (略)</p>	<p>道のチェックリストによる修正 (道の計画に準拠した修正)</p>

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和5年2月)	修 正 案 (令和6年2月)	備 考
P133	<p>第2節 災害通信計画 別表1</p> <p style="text-align: center;">《 本部の通信施設 》 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>3 北海道防災行政無線（北海道総合行政情報ネットワーク） 北海道と市町村との情報伝達用無線（地上系と衛星系の2ルート） (1) 電話機 ・十勝総合振興局 <u>地域政策課防災主査</u> 89-6-850-2191</p> </div>	<p>第2節 災害通信計画 別表1</p> <p style="text-align: center;">《 本部の通信施設 》 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>3 北海道防災行政無線（北海道総合行政情報ネットワーク） 北海道と市町村との情報伝達用無線（地上系と衛星系の2ルート） (1) 電話機 ・十勝総合振興局 <u>危機対策室</u> 89-6-850-2191</p> </div>	<p>道の機構改革 (R5.6.1) による修正</p>
P139	<p>第4節 応急措置実施計画</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2 市の実施する応急措置</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(1) 警戒区域の設定 市長は、<u>災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合</u>において、人命又は身体に対する危険防止のため特に必要があると認めるときは、基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。</p> <p>(2) 応急公用負担の実施 市長は、<u>災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合</u>において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第1項の規定に基づき本市区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収容することができる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(3) 支障物件等の除去及び保管 市長は、<u>災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合</u>において、応急措置を実施するための緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第2項の規定に基づき、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができるものとし、除去したときは、当該工作物等を保管しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(6) 住民等に対する緊急従事指示等 ア 市長は、<u>災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合</u>において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本市域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。</p>	<p>第4節 応急措置実施計画</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2 市の実施する応急措置</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(1) 警戒区域の設定 市長は、<u>災害時</u>において、人命又は身体に対する危険防止のため特に必要があると認めるときは、基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。</p> <p>(2) 応急公用負担の実施 市長は、<u>災害時</u>において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第1項の規定に基づき本市区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収容することができる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(3) 支障物件等の除去及び保管 市長は、<u>災害時</u>において、応急措置を実施するための緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第2項の規定に基づき、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができるものとし、除去したときは、当該工作物等を保管しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(6) 住民等に対する緊急従事指示等 ア 市長は、<u>災害時</u>において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本市域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。</p>	<p>道のチェックリストによる修正 (道の計画に準拠した修正)</p>

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和5年2月)	修 正 案 (令和6年2月)	備 考
P143	<p>第5節 避難対策計画</p> <p><u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</u>において、住民の生命及び身体の安全、保護を図るため、危険が切迫している状況にある住民を適切かつ円滑に避難させるための計画は次に定めるところによる。</p> <p>1 避難実施責任者及び措置内容</p> <p>(略)</p>	<p>第5節 避難対策計画</p> <p><u>災害時</u>において、住民の生命及び身体の安全、保護を図るため、危険が切迫している状況にある住民を適切かつ円滑に避難させるための計画は次に定めるところによる。</p> <p>1 避難実施責任者及び措置内容</p> <p>(略)</p>	<p>道のチェックリストによる修正 (道の計画に準拠した修正)</p>
P144	<p>(5) 自衛官（災害派遣を命ぜられた自衛官）（自衛隊法第94条） 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は<u>災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合</u>において、市長等、警察官がその場にいなくときに限り、次の措置をとることができる。 この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>(5) 自衛官（災害派遣を命ぜられた自衛官）（自衛隊法第94条） 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は<u>災害時</u>において、市長等、警察官がその場にいなくときに限り、次の措置をとることができる。 この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。</p> <p>(略)</p>	
P147	<p>9 避難所の開設</p> <p>(1) 市は、災害時に必要に応じ、洪水、土砂災害等の危険性を十分配慮し避難所を開設するとともに、住民等に周知徹底を図るものとする。 _____ また、災害時要援護者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。 _____ <u>必要があれば</u>、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。 _____ 避難所が不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生状況等に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を借り上げる等、多様な避難所を確保し、避難支援に努めるとともに、災害時要援護者が災害時に速やかに避難することができる支援体制の確立に努めるものとする。</p> <p>(2) 市は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(略)</p>	<p>9 避難所の開設</p> <p>(1) 市は、災害時に必要に応じ、洪水、土砂災害等の危険性を十分配慮し避難所を開設するとともに、住民等に周知徹底を図るものとする。 <u>なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。</u> また、災害時要援護者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。 <u>指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、</u> あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。</p> <p>(2) <u>指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生状況等に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を借り上げる等、多様な避難所を確保し、避難支援に努めるとともに、災害時要援護者が災害時に速やかに避難することができる支援体制の確立に努めるものとする。</u></p> <p>(3) <u>市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。</u></p> <p>(4) 市は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</p> <p>(5) <u>市は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。</u></p> <p>(6) <u>市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>(7) <u>避難所において収容人数を超過することがないように、平時からホームページや防災メール等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。</u></p> <p>(8) 市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告し、道は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>道のチェックリストによる修正 (道の計画に準拠して記載を追加)</p>

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和5年2月)	修 正 案 (令和6年2月)	備 考
P147	<p>10 避難所の運営管理等</p> <p>(3) 市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。</p> <p>また、市は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>10 避難所の運営管理等</p> <p>(3) 市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会及び避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。</p> <p>また、市は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>
P148	<p>(6) 市は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換</p> <p>また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>また、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(6) 市は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や市町村、医療・保健関係者等と連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型トイレの配備等の支援を行うとともに、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の確保・育成に努めるものとする。</p> <p>また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>また、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	
P151	<p>14 警戒区域の設定</p> <p>(1) 設定の基準(基本法第63条)</p> <p>ア 市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することができる。</p>	<p>14 警戒区域の設定</p> <p>(1) 設定の基準(基本法第63条)</p> <p>ア 市長は、災害時において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することができる。</p>	<p>道のチェックリストによる修正(道の計画に準拠した修正)</p>
P156	<p>第7節 災害警備計画</p> <p>(略)</p> <p>3 災害時の警察活動</p> <p>(略)</p> <p>(2) 警備体制の確立</p> <p>災害の発生が執務時間内の場合、災害の規模及び被害状況に応じた警備体制を早期に確立して対応することとし、執務時間外の場合は、当直体制で対応し、参集人員に応じて必要な部隊を順次編成して対処する。</p> <p>また、帯広警察署だけでは対処できないような大規模な災害が発生し、もしくは発生する恐れがある場合は、北海道警察釧路方面本部へ応援部隊の派遣を要請し、警備体制を確保する。</p> <p>(略)</p>	<p>第7節 災害警備計画</p> <p>(略)</p> <p>3 災害時の警察活動</p> <p>(略)</p> <p>(2) 警備体制の確立</p> <p>災害の発生が執務時間内の場合、災害の規模及び被害状況に応じた警備体制を早期に確立して対応することとし、執務時間外の場合は、当直体制で対応し、参集人員に応じて必要な部隊を順次編成して対処する。</p> <p>また、帯広警察署だけでは対処できないような大規模な災害時は、北海道警察釧路方面本部へ応援部隊の派遣を要請し、警備体制を確保する。</p> <p>(略)</p>	<p>道のチェックリストによる修正(道の計画に準拠した修正)</p>

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和5年2月)	修 正 案 (令和6年2月)	備 考
P158	<p>第8節 交通応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>1 交通応急対策の実施</p> <p>(1) 北海道公安委員会(北海道警察)</p> <p>ア <u>災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合</u>において、道路(高速道路を含む。)における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認めるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。</p> <p>(略)</p>	<p>第8節 交通応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>1 交通応急対策の実施</p> <p>(1) 北海道公安委員会(北海道警察)</p> <p>ア <u>災害時</u>において、道路(高速道路を含む。)における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認めるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。</p> <p>(略)</p>	<p>道のチェックリストによる修正(道の計画に準拠した修正)</p>
P161	<p>オ <u>事前届出制度</u>の普及等</p> <p>道、市及び地方行政機関は、<u>発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう</u>、輸送協定を締結した民間事業者等に対し、<u>緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にする</u>など、その普及を図るものとする。</p>	<p>オ <u>発災前確認手続</u>の普及等</p> <p>道、市及び地方行政機関は、輸送協定を締結した民間事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための<u>確認手続を発災前に行うことができる旨</u>周知を行うとともに、自らも<u>発災前の手続きを積極的に行う</u>など、その普及を図るものとする。</p>	<p>事前届出制度が廃止され、発災前においても緊急通行車両の確認手続を実施することが可能になったことによる修正</p>
P186	<p>第15節 電力施設災害応急計画</p> <p>災害により電気施設に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合は、人命・市民生活の確保のため、北海道電力帯広支店、北海道電力ネットワーク(株)帯広支店は、各設備に有効な予防対策、二次災害発生の防止対策及び迅速やかな応急復旧対策を講じ、公共施設としての機能を維持するため、独自の応急対策に関する電力施設災害応急計画は次に定めるところによる。</p> <p>1 非常態勢</p> <p>(1) 非常災害対策<u>帯広</u>支店支部の設置</p> <p>ア <u>非常災害が発生し、又は非常災害が発生するおそれがある場合</u>には、迅速かつ適切な予防、復旧対策を講ずるため、「非常事態対策組織<u>帯広</u>支店支部運営マニュアル」に基づき「非常災害対策<u>帯広</u>支店支部」を設置し、非常態勢を発令する。</p> <p>(略)</p>	<p>第15節 電力施設災害応急計画</p> <p>災害により電気施設に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合は、人命・市民生活の確保のため、北海道電力帯広支店、北海道電力ネットワーク(株)<u>道東統括</u>支店は、各設備に有効な予防対策、二次災害発生の防止対策及び迅速やかな応急復旧対策を講じ、公共施設としての機能を維持するため、独自の応急対策に関する電力施設災害応急計画は次に定めるところによる。</p> <p>1 非常態勢</p> <p>(1) 非常災害対策<u>道東統括</u>支店支部の設置</p> <p>ア 非常<u>災害時</u>には、迅速かつ適切な予防、復旧対策を講ずるため、「非常事態対策組織<u>道東統括</u>支店支部運営マニュアル」に基づき「非常災害対策<u>道東統括</u>支店支部」を設置し、非常態勢を発令する。</p> <p>(略)</p>	<p>北海道電力ネットワークの支店体制の変更(R5.4.1)等に伴う修正</p>
P190	<p>第17節 通信施設災害対策計画</p> <p>(略)</p> <p>1 非常体制(災害対策本部等の設置)</p> <p>(1) <u>災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合</u>は、必要に応じて「災害対策本部」を設置する。</p> <p>(略)</p>	<p>第17節 通信施設災害対策計画</p> <p>(略)</p> <p>1 非常体制(災害対策本部等の設置)</p> <p>(1) <u>災害時</u>は、必要に応じて「災害対策本部」を設置する。</p> <p>(略)</p>	<p>道のチェックリストによる修正(道の計画に準拠した修正)</p>

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和5年2月)	修 正 案 (令和6年2月)	備 考																																																																																		
P196	<p>第20節 廃棄物処理等計画</p> <p>7 清掃等施設状況</p> <p>(1) ごみ処理・ごみ埋め立て</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>処理区分</th> <th>処理方法</th> <th>処理能力</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">くりりんセンター</td> <td rowspan="2">帯広市西24条北4丁目</td> <td>可燃物</td> <td>焼却</td> <td>330t/D</td> <td rowspan="2">37-3550</td> </tr> <tr> <td>不燃物 大型ごみ</td> <td>破碎</td> <td>110t/5h</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物 最終処分場</td> <td>池田町字美加登 279-10</td> <td>焼却灰 破碎物</td> <td>埋立</td> <td>311,200 m^3</td> <td>37-3550 (くりりんセン ター)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>8 清掃車両保有状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>ごみ収集車</th> <th>その他車両</th> <th>し尿収集車</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直 営</td> <td>8台</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>委託業者</td> <td>14台</td> <td>10台</td> <td>5台</td> <td>ごみ委託5社、資源委託4社 し尿委託2社</td> </tr> <tr> <td>許可業者</td> <td>99台</td> <td>692台</td> <td>18台</td> <td>委託業者含む。</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 在 地	処理区分	処理方法	処理能力	電話番号	くりりんセンター	帯広市西24条北4丁目	可燃物	焼却	330t/D	37-3550	不燃物 大型ごみ	破碎	110t/5h	一般廃棄物 最終処分場	池田町字美加登 279-10	焼却灰 破碎物	埋立	311,200 m^3	37-3550 (くりりんセン ター)		ごみ収集車	その他車両	し尿収集車	摘 要	直 営	8台	1台	—		委託業者	14台	10台	5台	ごみ委託5社、資源委託4社 し尿委託2社	許可業者	99台	692台	18台	委託業者含む。	<p>第20節 廃棄物処理等計画</p> <p>7 清掃等施設状況</p> <p>(1) ごみ処理・ごみ埋め立て</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>処理区分</th> <th>処理方法</th> <th>処理能力</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">くりりんセンター</td> <td rowspan="2">帯広市西24条北4丁目</td> <td>可燃物</td> <td>焼却</td> <td>330t/D</td> <td rowspan="2">37-3550</td> </tr> <tr> <td>不燃物 大型ごみ</td> <td>破碎</td> <td>110t/5h</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物 最終処分場</td> <td>池田町字美加登 279-10</td> <td>焼却灰 破碎物</td> <td>埋立</td> <td>311,200 m^3</td> <td>37-3550 (くりりんセン ター)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>8 清掃車両保有状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>ごみ収集車</th> <th>その他車両</th> <th>し尿収集車</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直 営</td> <td>4台</td> <td>1台</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>委託業者</td> <td>21台</td> <td>10台</td> <td>5台</td> <td>ごみ委託5社、資源委託6社 し尿委託2社</td> </tr> <tr> <td>許可業者</td> <td>99台</td> <td>751台</td> <td>32台</td> <td>委託業者含む。</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 在 地	処理区分	処理方法	処理能力	電話番号	くりりんセンター	帯広市西24条北4丁目	可燃物	焼却	330t/D	37-3550	不燃物 大型ごみ	破碎	110t/5h	一般廃棄物 最終処分場	池田町字美加登 279-10	焼却灰 破碎物	埋立	311,200 m^3	37-3550 (くりりんセン ター)		ごみ収集車	その他車両	し尿収集車	摘 要	直 営	4台	1台	—		委託業者	21台	10台	5台	ごみ委託5社、資源委託6社 し尿委託2社	許可業者	99台	751台	32台	委託業者含む。	<p>誤記の修正</p> <p>時点修正</p>
名 称	所 在 地	処理区分	処理方法	処理能力	電話番号																																																																																
くりりんセンター	帯広市西24条北4丁目	可燃物	焼却	330t/D	37-3550																																																																																
		不燃物 大型ごみ	破碎	110t/5h																																																																																	
一般廃棄物 最終処分場	池田町字美加登 279-10	焼却灰 破碎物	埋立	311,200 m^3	37-3550 (くりりんセン ター)																																																																																
	ごみ収集車	その他車両	し尿収集車	摘 要																																																																																	
直 営	8台	1台	—																																																																																		
委託業者	14台	10台	5台	ごみ委託5社、資源委託4社 し尿委託2社																																																																																	
許可業者	99台	692台	18台	委託業者含む。																																																																																	
名 称	所 在 地	処理区分	処理方法	処理能力	電話番号																																																																																
くりりんセンター	帯広市西24条北4丁目	可燃物	焼却	330t/D	37-3550																																																																																
		不燃物 大型ごみ	破碎	110t/5h																																																																																	
一般廃棄物 最終処分場	池田町字美加登 279-10	焼却灰 破碎物	埋立	311,200 m^3	37-3550 (くりりんセン ター)																																																																																
	ごみ収集車	その他車両	し尿収集車	摘 要																																																																																	
直 営	4台	1台	—																																																																																		
委託業者	21台	10台	5台	ごみ委託5社、資源委託6社 し尿委託2社																																																																																	
許可業者	99台	751台	32台	委託業者含む。																																																																																	
P222	<p>第30節 消防防災ヘリコプター活用計画</p> <p>(略)</p> <p>2 緊急運航の要請</p> <p>市長は、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</u>で、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき、知事に対し運航の要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>7 救急患者の緊急搬送手続き等</p> <p>(略)</p> <p>ア 市長は、医療機関等から緊急患者の緊急搬送のためヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後十勝総合振興局（地域創生部<u>地域政策課</u>）及び帯広警察署にその旨を連絡するものとする。</p>	<p>第30節 消防防災ヘリコプター活用計画</p> <p>(略)</p> <p>2 緊急運航の要請</p> <p>市長は、<u>災害時</u>で、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき、知事に対し運航の要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>7 救急患者の緊急搬送手続き等</p> <p>(略)</p> <p>ア 市長は、医療機関等から緊急患者の緊急搬送のためヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後十勝総合振興局（地域創生部<u>危機対策室</u>）及び帯広警察署にその旨を連絡するものとする。</p>	<p>道のチェックリストによる修正 (道の計画に準拠した修正)</p> <p>道の機構改革 (R5.6.1)による修正</p>																																																																																		
P230	<p>第31節 自衛隊派遣要請計画</p> <p>2 災害派遣要請の手続き</p> <p>(2) 担当の対策部班及び要請先</p> <p>ア 自衛隊の災害派遣要請は本部長が行う。</p> <p>イ 十勝総合振興局地域<u>政策部地域政策課</u>に派遣要請を依頼する。</p>	<p>第31節 自衛隊派遣要請計画</p> <p>2 災害派遣要請の手続き</p> <p>(2) 担当の対策部班及び要請先</p> <p>ア 自衛隊の災害派遣要請は本部長が行う。</p> <p>イ 十勝総合振興局地域<u>創生部危機対策室</u>に派遣要請を依頼する。</p>	<p>道の機構改革 (R5.6.1)による修正</p>																																																																																		

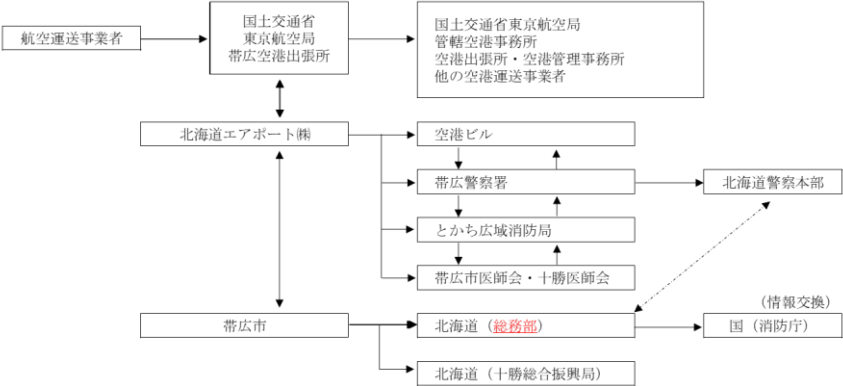
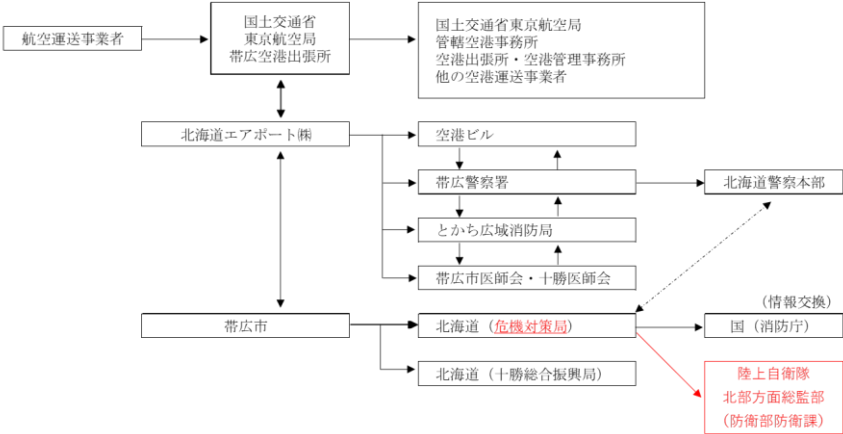
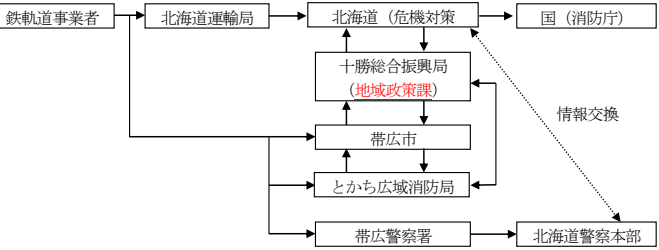
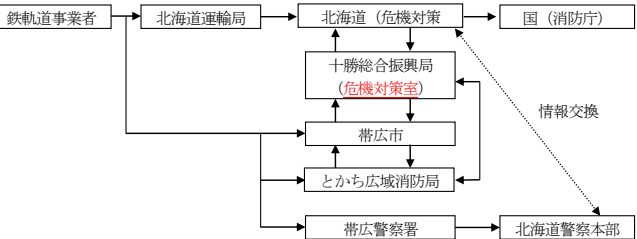
帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和5年2月)	修 正 案 (令和6年2月)	備 考
P232	<p>第32節 広域応援・受援計画</p> <p>(略)</p> <p>第1要請 要請市町村が当該市町村地域内の市町村に対して行う応援要請</p>	<p>第32節 広域応援・受援計画</p> <p>(略)</p> <p>第1要請 要請市町村が当該市町村地域内の市町村に対して行う応援要請</p>	<p>道の機構改革 (R5.6.1) による修正</p>
P233	<p>第2要請 要請市町村が他の振興局地域の市町村に対して行う応援要請</p>	<p>第2要請 要請市町村が他の振興局地域の市町村に対して行う応援要請</p>	

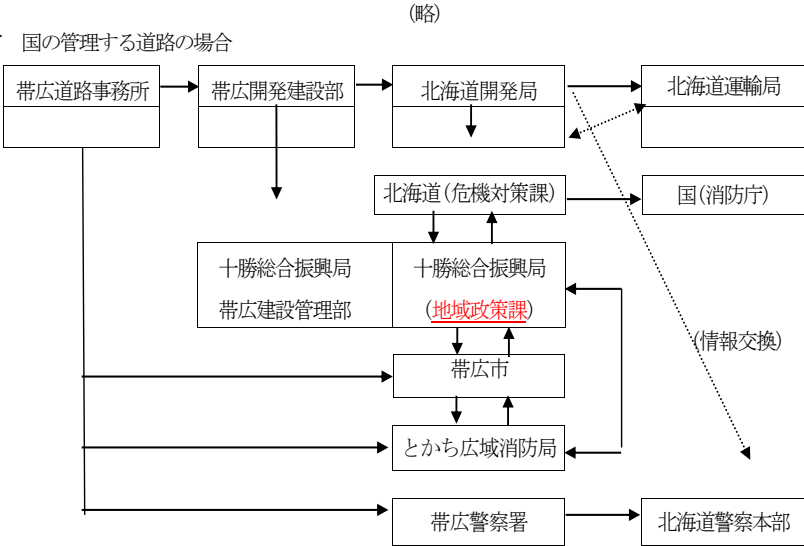
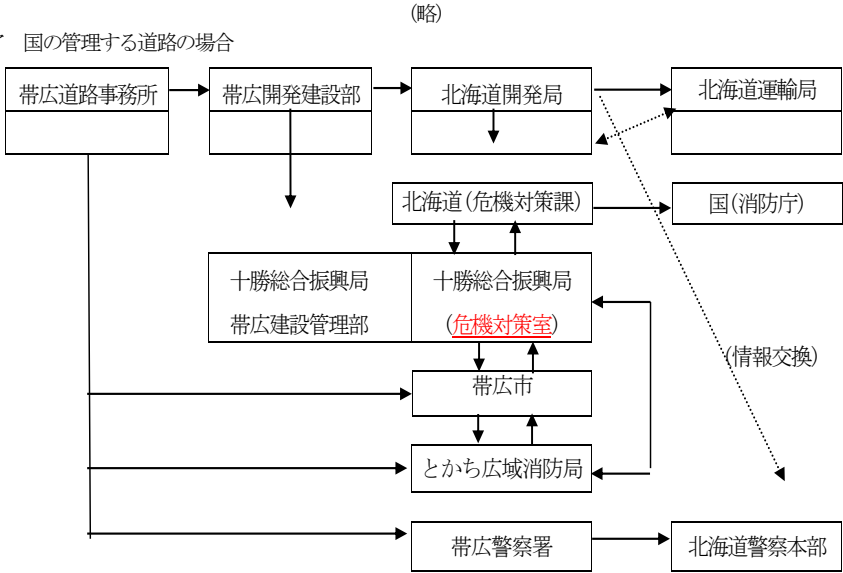
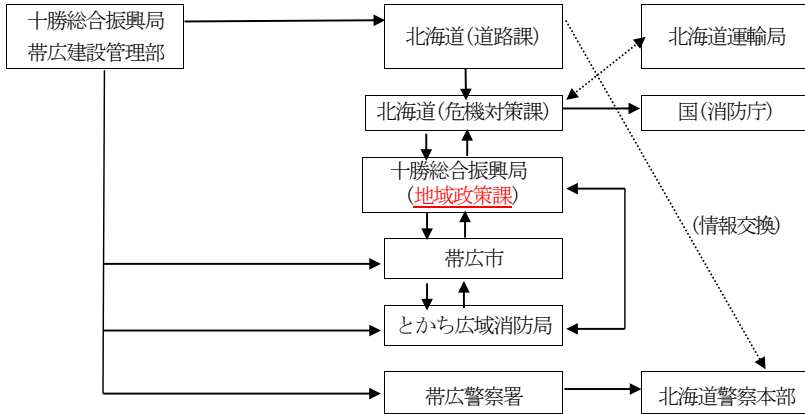
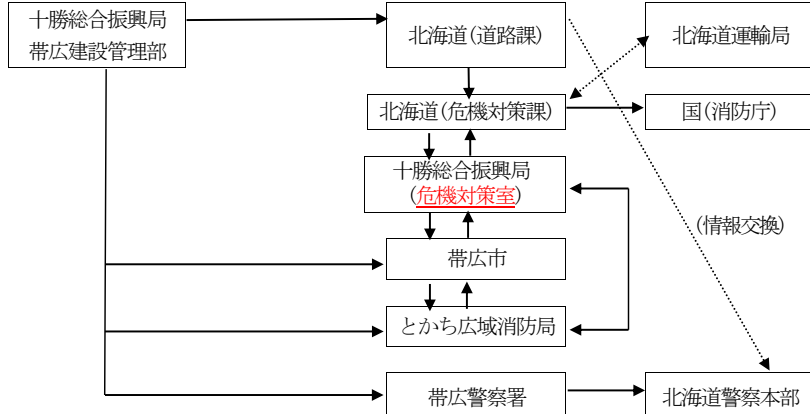
帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和5年2月)	修 正 案 (令和6年2月)	備 考
P233	<p>第3要請 要請市町村が北海道知事（十勝総合振興局長）に対して行う応援要請</p>	<p>第3要請 要請市町村が北海道知事（十勝総合振興局長）に対して行う応援要請</p>	<p>道の機構改革 (R5.6.1)による修正</p>
P238	<p>第34節 災害ボランティアとの連携計画 (略)</p> <p>3 ボランティアの受入 市（市民福祉部第1救護班）、帯広市社会福祉協議会及び関係団体は、相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入、及びその調整など、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努めるものとする。 また、ボランティアの受入に当たっては、<u>高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等</u>、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努めるものとする。</p>	<p>第34節 災害ボランティアとの連携計画 (略)</p> <p>3 ボランティアの受入 市（市民福祉部第1救護班）、帯広市社会福祉協議会及び関係団体は、相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入、及びその調整など、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努めるものとする。 また、ボランティアの受入に当たっては、<u>ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画において具体的な例示記載が削除されたことに伴う修正</p>
P246	<p>第37節 被災者援護支援 (第8章第2節に移動)</p>		

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和5年2月)	修 正 案 (令和6年2月)	備 考
P251	<p>第7章 事故災害対策計画 第1節 航空災害対策計画 3 災害応急対策</p> 	<p>第7章 事故災害対策計画 第1節 航空災害対策計画 3 災害応急対策</p> 	<p>連絡系統の明確化（道の修正によるもの）</p>
P256	<p>第2節 鉄道災害対策計画 3 災害応急対策 (1) 情報通信</p> <p>(略)</p> 	<p>第2節 鉄道災害対策計画 3 災害応急対策 (1) 情報通信</p> <p>(略)</p> 	<p>道の機構改革（R5.6.1）による修正</p>

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和5年2月)	修 正 案 (令和6年2月)	備 考
P260	<p>第3節 道路災害対策計画 3 災害応急対策 (1) 情報通信連絡系統</p> <p>ア 国の管理する道路の場合</p>  <p>(略)</p> <p>帯広道路事務所 → 帯広開発建設部 → 北海道開発局 → 北海道運輸局</p> <p>北海道(危機対策課) → 国(消防庁)</p> <p>十勝総合振興局 帯広建設管理部 → 十勝総合振興局 (地域政策課) → 帯広市 → とかち広域消防局</p> <p>帯広警察署 → 北海道警察本部</p> <p>(情報交換)</p>	<p>第3節 道路災害対策計画 3 災害応急対策 (1) 情報通信連絡系統</p> <p>ア 国の管理する道路の場合</p>  <p>(略)</p> <p>帯広道路事務所 → 帯広開発建設部 → 北海道開発局 → 北海道運輸局</p> <p>北海道(危機対策課) → 国(消防庁)</p> <p>十勝総合振興局 帯広建設管理部 → 十勝総合振興局 (危機対策室) → 帯広市 → とかち広域消防局</p> <p>帯広警察署 → 北海道警察本部</p> <p>(情報交換)</p>	<p>道の機構改革 (R5.6.1) による修正</p>
P261	<p>イ 道の管理する道路の場合</p>  <p>十勝総合振興局 帯広建設管理部 → 北海道(道路課) → 北海道運輸局</p> <p>北海道(危機対策課) → 国(消防庁)</p> <p>十勝総合振興局 (地域政策課) → 帯広市 → とかち広域消防局</p> <p>帯広警察署 → 北海道警察本部</p> <p>(情報交換)</p>	<p>イ 道の管理する道路の場合</p>  <p>十勝総合振興局 帯広建設管理部 → 北海道(道路課) → 北海道運輸局</p> <p>北海道(危機対策課) → 国(消防庁)</p> <p>十勝総合振興局 (危機対策室) → 帯広市 → とかち広域消防局</p> <p>帯広警察署 → 北海道警察本部</p> <p>(情報交換)</p>	<p>道の機構改革 (R5.6.1) による修正</p>

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和5年2月)	修 正 案 (令和6年2月)	備 考
P261	<p>ウ 市町村の管理する道路の場合</p> <pre> graph TD A[帯広市] --> B[北海道(危機対策課)] B <--> C[国(消防庁)] B <--> D[北海道運輸局] B <--> E[十勝総合振興局(地域政策課)] E <--> F[とにかち広域消防局] F --> G[帯広警察署] G --> H[北海道警察本部] B -.-> 情報交換 H </pre>	<p>ウ 市町村の管理する道路の場合</p> <pre> graph TD A[帯広市] --> B[北海道(危機対策課)] B <--> C[国(消防庁)] B <--> D[北海道運輸局] B <--> E[十勝総合振興局(危機対策室)] E <--> F[とにかち広域消防局] F --> G[帯広警察署] G --> H[北海道警察本部] B -.-> 情報交換 H </pre>	<p>道の機構改革 (R5.6.1) による修正</p>
P264	<p>第4節 危険物等災害対策計画</p> <pre> graph TD A[発生事業所等] --> B[十勝総合振興局(保健環境部)] B --> C[北海道(医務薬務)] A --> D[十勝総合振興局(商工労働観光課)] D --> E[北海道(資源エネルギー)] A --> F[とにかち広域消防局] F --> G[十勝総合振興局(地域政策課)] G --> H[北海道(危機対策)] H --> I[国(消防庁)] F --> J[帯広市] K[帯広警察署] --> L[北海道警察本部] H -.-> 情報交換 L </pre>	<p>第4節 危険物等災害対策計画</p> <pre> graph TD A[発生事業所等] --> B[十勝総合振興局(保健環境部)] B --> C[北海道(医務薬務)] A --> D[十勝総合振興局(商工労働観光課)] D --> E[北海道(資源エネルギー)] A --> F[とにかち広域消防局] F --> G[十勝総合振興局(危機対策室)] G --> H[北海道(危機対策)] H --> I[国(消防庁)] F --> J[帯広市] K[帯広警察署] --> L[北海道警察本部] H -.-> 情報交換 L </pre>	<p>道の機構改革 (R5.6.1) による修正</p>
P268	<p>第5節 大規模な火事災害対策計画 3 災害応急対策 (1) 情報通信</p> <pre> graph TD A[帯広市] --> B[十勝総合振興局(地域政策課)] B --> C[北海道(危機対策課)] C --> D[国(消防庁)] E[とにかち広域消防局] --> B F[帯広警察署] --> G[北海道警察本部] G -.-> 情報交換 C </pre>	<p>第5節 大規模な火事災害対策計画 3 災害応急対策 (1) 情報通信</p> <pre> graph TD A[帯広市] --> B[十勝総合振興局(危機対策室)] B --> C[北海道(危機対策課)] C --> D[国(消防庁)] E[とにかち広域消防局] --> B F[帯広警察署] --> G[北海道警察本部] G -.-> 情報交換 C </pre>	<p>道の機構改革 (R5.6.1) による修正</p>

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和5年2月)	修 正 案 (令和6年2月)	備 考
P274	<p>第6節 林野火災対策計画 4 応急対策 (1) 情報通信</p> <p>(略)</p>	<p>第6節 林野火災対策計画 4 応急対策 (1) 情報通信</p> <p>(略)</p>	<p>道の機構改革 (R5.6.1)による修正</p>
P276	<p>第7節 大規模停電災害対策計画 別記1 情報通信連絡系統図</p>	<p>第7節 大規模停電災害対策計画 別記1 情報通信連絡系統図</p>	<p>北海道電力ネットワークの支店体制の変更 (R5.4.1)に伴う修正</p>

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和5年2月)	修 正 案 (令和6年2月)	備 考
P279	<p>第8章 災害復旧計画</p> <p><u>本章は、災害の再発生を防止するとともに、公共施設等の復旧は単なる原形復旧に止まらず、必要な改良復旧を行う等、将来の災害に備える計画とするため、災害応急対策計画に基づき、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。</u></p> <p>1 実施責任者 市長その他の執行機関、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の指定により災害復旧の実施について責任を有する者は、<u>被災した施設及び設備等について迅速、的確にその被害状況を調査し、これに基づき復旧計画を作成し、実施するものとする。</u></p> <p>2 復旧事業計画の概要 公共施設の災害復旧事業計画は、概ね次の計画とする。 (1) 公共土木施設災害復旧事業計画 ア 河川<u>公共土木施設災害復旧事業計画</u> イ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画 ウ 道路<u>公共土木施設災害復旧事業計画</u> エ 地すべり防止施設<u>災害復旧事業計画</u> オ 下水道<u>災害復旧事業計画</u> カ 公園<u>災害復旧事業計画</u> (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画 (3) 都市施設災害復旧事業計画 (4) 上水道災害復旧事業計画 (5) 住宅災害復旧事業計画 (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画 (7) 学校教育施設災害復旧事業計画 (8) 社会教育施設災害復旧事業計画 (9) その他の災害復旧事業計画</p> <p>3 災害復旧予算措置 災害復旧事業その他の関係事業に要する費用は、別に法律の定めるところにより予算の範囲内にお</p>	<p>第8章 災害復旧・被災者援護計画</p> <p><u>災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。</u> <u>このため、道及び市は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。</u> <u>併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。</u> <u>また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u> <u>なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。</u></p> <p>第1節 災害復旧計画</p> <p>1 実施責任者 市長その他の執行機関、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の指定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施するものとする。</p> <p>2 復旧事業計画の概要 公共施設の災害復旧事業計画は、概ね次の計画とする。 (1) 公共土木施設災害復旧事業計画 ア 河川 イ 林地荒廃防止施設災 ウ 道路 エ 地すべり防止施設 オ 下水道 カ 公園 (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画 (3) 都市施設災害復旧事業計画 (4) 上水道災害復旧事業計画 (5) 住宅災害復旧事業計画 (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画 (7) 学校教育施設災害復旧事業計画 (8) 社会教育施設災害復旧事業計画 (9) その他の災害復旧事業計画</p> <p>3 災害復旧予算措置 災害復旧事業その他の関係事業に要する費用は、別に法律の定めるところにより予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。なお、事業別国庫負担及び補助率</p>	<p>道の計画と構成を合わせるための修正</p> <p>防災基本計画の修正を踏まえた修正（災害ケースマネジメント）</p> <p>道の計画と構成を合わせるための修正</p>

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和5年2月)	修 正 案 (令和6年2月)	備 考										
P281	<p>いて、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。なお、事業別国庫負担及び補助率は、道地域防災計画に定める基準による。</p> <p>4 激甚災害 著しい激甚の災害時は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。</p> <p>(第5章 第37節から移動)</p>	<p>は、道地域防災計画に定める基準による。</p> <p>4 激甚災害 著しい激甚の災害時は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。</p> <p><u>第2節 被災者援護支援</u> <u>災害時において、各種被災者支援策に必要となる罹災証明書の交付や被災者に対する救護支援のための被災者台帳の作成等については、次に定めることによる。</u></p> <p><u>1 罹災証明書の交付</u> 罹災証明は、災害救助法、被災者生活再建支援法等による各種施策やその他の被災者支援策を実施するに当たって必要とされる家屋の被害程度について、罹災証明書の交付を行う。</p> <p><u>(1) 実施責任者</u> 罹災証明は、市長(政策推進部家屋調査第1班)が行うものとする。ただし、火災による罹災証明は、とちか広域消防局長が行う。</p> <p><u>(2) 罹災証明の対象</u> 罹災証明は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋について、証明を行うものとする。</p> <p><u>(3) 罹災証明書の交付</u> 災害により被害を受けた家屋の使用者、所有者等からの申請により、遅滞なく交付するものとする。</p> <p><u>(4) 被害家屋の判定基準</u> 被害家屋の判定は、「災害の被害認定基準について(平成13年6月28日府政防第518号)」に基づき行なうものとする。 判定に当たっては、原則として「災害に係る住家の被害認定基準運用指針(内閣府)」にしたがって被害家屋調査を行うが、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</p> <p><u>(5) 広報</u> 罹災証明の受付・交付窓口の開設、被害家屋調査の実施を行う場合、速やかにその内容を広報するものとする。</p> <p><u>2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供</u></p> <p><u>(1) 被災者台帳の作成</u></p> <p>ア 市長は、当該市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。 また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</p> <p>イ 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1205 1353 1966 1522"> <tr> <td data-bbox="1205 1353 1482 1382">① 氏名</td> <td data-bbox="1482 1353 1966 1382">⑪ 市長が台帳情報を当該市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 1382 1482 1410">② 生年月日</td> <td data-bbox="1482 1382 1966 1410"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 1410 1482 1439">③ 性別</td> <td data-bbox="1482 1410 1966 1439"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 1439 1482 1468">④ 住所又は居所</td> <td data-bbox="1482 1439 1966 1468">⑫ ⑪の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 1468 1482 1497">⑤ 住家の被害その他市長が</td> <td data-bbox="1482 1468 1966 1497"></td> </tr> </table>	① 氏名	⑪ 市長が台帳情報を当該市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先	② 生年月日		③ 性別		④ 住所又は居所	⑫ ⑪の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時	⑤ 住家の被害その他市長が		<p>道の計画と構成に合わせるための修正</p>
① 氏名	⑪ 市長が台帳情報を当該市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先												
② 生年月日													
③ 性別													
④ 住所又は居所	⑫ ⑪の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時												
⑤ 住家の被害その他市長が													

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和5年2月)	修 正 案 (令和6年2月)	備 考									
P281		<table border="1" data-bbox="1205 183 1966 470"> <tr> <td data-bbox="1205 183 1482 223">定める種類の被害の状況</td> <td data-bbox="1482 183 1966 379" rowspan="3">⑬ 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 223 1482 263">⑥ 援護の実施の状況</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 263 1482 347">⑦ 要援護者であるときは、その旨及び要援護者に該当する事由</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 347 1482 387">⑧ 電話番号その他の連絡先</td> <td data-bbox="1482 379 1966 435" rowspan="2">⑭ その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 387 1482 427">⑨ 世帯の構成</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 427 1482 467">⑩ 罹災証明書の交付の状況</td> <td data-bbox="1482 435 1966 467"></td> </tr> </table> <p data-bbox="1137 470 1989 555">ウ 市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。</p> <p data-bbox="1137 558 1989 614">エ 市長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。</p> <p data-bbox="1115 619 1377 643">(2) 台帳情報の利用及び提供</p> <p data-bbox="1137 646 1989 702">ア 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。</p> <p data-bbox="1137 705 1989 761">(ア) 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</p> <p data-bbox="1137 764 1877 788">(イ) 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。</p> <p data-bbox="1137 791 1989 847">(ウ) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。</p> <p data-bbox="1137 850 1989 906">イ 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する市町村長に提出しなければならない。</p> <p data-bbox="1137 909 1989 965">(ア) 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p data-bbox="1137 968 1601 992">(イ) 申請に係る被災者を特定するために必要な情報</p> <p data-bbox="1137 995 1523 1019">(ウ) 提供を受けようとする台帳情報の範囲</p> <p data-bbox="1137 1023 1989 1078">(エ) 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的</p> <p data-bbox="1137 1082 1697 1106">(オ) その他台帳情報の提供に関し市町村長が必要と認める事項</p> <p data-bbox="1137 1109 1989 1252">ウ 市長は、イの申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を含めないものとする。</p>	定める種類の被害の状況	⑬ 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号	⑥ 援護の実施の状況	⑦ 要援護者であるときは、その旨及び要援護者に該当する事由	⑧ 電話番号その他の連絡先	⑭ その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項	⑨ 世帯の構成	⑩ 罹災証明書の交付の状況		<p data-bbox="2011 183 2154 268">道の計画と構成に合わせるための修正</p>
定める種類の被害の状況	⑬ 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号											
⑥ 援護の実施の状況												
⑦ 要援護者であるときは、その旨及び要援護者に該当する事由												
⑧ 電話番号その他の連絡先	⑭ その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項											
⑨ 世帯の構成												
⑩ 罹災証明書の交付の状況												